

第二十七回国会 衆議院 通信委員會議録 第一号

昭和三十三年十一月二日(土曜日)
午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 松井 政吉君

理事小泉 純也君 理事竹内 俊吉君

理事橋本登美三郎君 理事廣瀬 正雄君

理事早稲田博三郎君 理事松前 重義君

理事森本 靖君

伊東 岩男君 川崎末五郎君

上林山榮吉君 熊熊 三郎君

塚田十一郎君 粟山 博君

小松信太郎君 杉山元治郎君

出席國務大臣

郵政大臣 田中 角榮君

出席政府委員

郵政事務次官 最上 英子君

郵政事務官 加藤 桂一君

(貯金局長)

委員外の出席者

専門員 吉田 弘苗君

十月十一日

委員坂本泰良君辞任につき、その補欠として志村茂治君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十二日

委員小笠原三九郎君辞任につき、その補欠として塚田十一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月三十一日

委員片島港君辞任につき、その補欠として原彰君が議長の指名で委員に選任された。

十一月一日

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件
國政調査承認要求に関する件
郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

郵政省所管事項について、説明聴取す。

○松井委員長 これより會議を開きます。

まず國政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。今國會も本委員會の主管事項について議長の承認を得て國政に関する調査を行いたいと思ひます。つきましては郵政事業、郵政監察及び郵政省所管行政事務の改善をはかるため、前國會の通り郵政事業に関する事項、郵政監察に関する事項、電氣通信に関する事項、電波監理及び放送に関する事項、以上の各事項について調査を進めることにいたし、その他衆議院規則第九十四条に規定する事項につきまして、委員長に御一任願つて議長の承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

○松井委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○松井委員長 次に御諮りいたします。さきの閉會中、本委員會におきましては、議長の承認を得まして、実情調査のため各地方に委員を派遣いたしましたのでありますが、その報告書が委員長の手元に提出されております。これをすべて本委員會會議録に掲載するに御異議ありませんか。

○松井委員長 御異議ないものと認め、さよう決しました。

○松井委員長 次にお諮りいたします。まず郵便事業について申し上げます。郵便事業の運営は依然として順調に進んでおりまして、これを取扱い物数の面から見ると、本年四月から九月までの実績は二十三億八千万通で、昨年の同期に比して約六・六%の増加を示しておるのでございます。従いまして収入の面におきましてもおおよね好成績を上げておられるような現状であります。一方業務の運行につきましても、ほぼ順調な歩みを続けておりまして、社会の要請に対応するようサービスの上を旨として努力をいたしております。

次に去る八月十四日から十月三日までカナダ國のオタワにおいて開催されました第十四回万国郵便連合大會にわが國からも代表團を派遣いたしました。これらの条約案等の取扱ひにつきましては、後日國會の御承認を得るより目下準備中でございます。なお本大會において連合の常任理事國ともいふべき実施連絡委員國に再度當選し、かつその副議長に選ばれたのであります。

次に郵便貯金について申し上げます。

本年度の郵便貯金は、たゞいままでのところ純増実績五百七十億圓を上げまして、目標額千五百五十億圓に対し五〇%を示しておるのでありますが、これを前年同期の増加実績に比べますとその八八%にとどまり、幾分不振であります。貯金現在高は、去る十月十八日に七千億圓を突破し、十月三十一日現在において七千七百億圓を算する現況であります。本年度は八月に入つてにわかに増勢が鈍り、九月は月間増加高が赤字を示すという近來にない不調を呈しましたが、これには今春來の金融引き締めの影響や家計の消費支出の増大、あるいは本年七月に実施されました民間金融機関預貯金の利子引き上げ等の諸要因が考えられるのであります。今後の増勢につきましては樂觀を許さないものがあるかと存するのであります。しかしながら本年度は特に國際収支を改善し、經濟の正常な發展を期するために、國內消費の節約と貯蓄の増強が重点國策の一環として取り上げられておられる現状でもありますので、郵便貯金の増強には今後一段の努力を重ねたい所存であります。その具體的な施策の一端といたしまして、國民貯蓄の増強に資するため、郵便貯金の総額制限額及び定額郵便貯金の利率をそれぞれ引き上げることと内容とした郵便貯金法の一部を改正する法律案をこの國會に提出いたしました次第であります。が、よろしく御審議の上、御賛成をいただきますようお願い申し上げます。

次に簡易生命保險および郵便年金について申し上げます。簡易生命保險および郵便年金兩事業ともおおよね順調な歩みをたどつております。昭和三十三年九月末日現在の簡易保險契約高は四千三百萬円で、保險金額にして一兆四千四百萬圓となり、郵便年金契約高は百三十五萬円で、年金額三十一億三千万圓となりました。また運用状況は、本年度運用總額八百二十億圓の一〇・五%に當る九十四億圓の実績でございます。

次に労働問題について申し上げます。全通は去る十月十六日から十八日まで三日間、東京都内において第十五回中央委員會を開催し、十項目にわたる秋季年末闘争の目標を決定し、これが解決のための闘争戦術としては、全國大會決定に基づく定時出退勤戦術、休暇戦術及び職場大會の三戦術を実施することを決定いたしました。かくて全通本部は十月二十八日当局に対し、右中央委員會決定に基づく新賃金二千四百圓、年末手当二カ月分支給等十項目にわたる要求書を提出し、以後団体交渉を続けておりますが、これらに対しましては、問題解決のため最善の努力を払い、組合に対しても良識ある行動をとるようその自重を切望し、もつて國民生活に影響を及ぼすことがごとき不祥事態を生ぜしめないよう万全の努力をいたす所存でございます。

次に郵政監察關係について御説明申し上げます。郵政關係の犯罪は、昭和三十一年度におきましては前年度に比

べてかなりの減少を示しております。
これは前年度以来考査実施率の向上と
現業局における管理面の指導強化を二
大項目として実施いたしたためであ
ありますが、この効果も少なくないと思
えられますので、引き続き本年度もこ
の面に全力を注ぎまして、さらに犯罪
の防遏の実を上げるよう努力いたして
いる次第であります。

次に特定郵便局制度につきましては、
さきに特定郵便局制度調査会に諮問を
いたし、目下同調査会におきまして熱
心に審議が進められておりますが、答
申があり次第それを尊重して、すみやか
に善処いたしたいと考えております。
次に電波関係について申し上げます。
まず放送関係について申し上げます。
まず放送関係については総数二百八十二局
で、このうち日本放送協会のもの第一
放送局、第二放送局八十九局、計百
九十六局であり、一方一般放送事業者
による放送は三十九局八十六局であ
ります。その普及状況を申し上げます
と、本年十月末現在における全国受信
契約者数は約千四百三十六万となつて
おり、これは全国総世帯数の約七九・
九％に当っております。一年前に比
べますと約六十九万余の増加となつて
おるのであります。

次にテレビジョン放送について申し
上げます。懸案でありました周波数
の割当計画は、去る五月三十一日基本
方針を決定するとともに、六月十九日
具体的割当計画表を決定し、さらに九
月十七日その一部を修正いたしました
ことは御存じの通りであります。この
計画に基いて、各地に申請されていた
テレビジョン放送局の免許処分につ
いて慎重に審議をした結果、去る十月二

十二日付をもつて、日本放送協会七
局、一般放送事業者三十四社三十六局
に予備免許を与えました。これで日本
放送協会については微少電力の局を除
いて本年度の計画については全部処分
を完了し、また一般放送事業者につ
いては、いづゆる親局に対しては処分を
終了したわけでありまして、この結果、
すでに放送中のもの及びさきに予備
免許を与えたものを含めまして、合
計七十局、その内訳は日本放送協会二
十五局、一般放送事業者四十三社四十
五局となりますが、わが国のテレビ
ジョン放送の全国普及が早期かつ能率
的に行われるため、今後さらに日本放
送協会の置局計画を促進させ、また日
本電信電話公社のマイクロエーブ回
線の建設を促進させる等、適切な措置
を講じたい所存であります。またテレ
ビジョン放送は、国民文化の向上に重
大な役割をなすものでありますから、
その公共的使命を果し、かぎり高いテ
レビ文化が作り上げられるよう十分見
守り、かつ健全に育て上げていきたい
と考えております。なおテレビ
ビジョンの受信契約者数は、十月末
六十六万一千となつており、一年前に
比し約三十七万四千の増となつてお
ります。この増加状況はきわめて順調で
ありまして、受信事情等より当初予期
していたところよりむしろ上回る傾向
にあります。

放送関係といたしましては、以上の
ほか、カラー・テレビジョン放送ある
いはFM放送等もござりますが、前者
につきましては、昨年十二月から日本
放送協会において実験放送を実施して
おり、またFM放送につきましては、
諸外国における実施状況あるいは技術

的諸問題等について鋭意研究調査いた
しているところで、なるべく早い機会
に成案を得、時代の進進におくれな
いよう努力いたしたい所存であります。
次に国内電信電話関係について申し
上げます。まず日本電信公社電信電話
拡充五カ年計画の遂行につきまして
は、本年度はその最終の年となつてお
りますので、一応この際今年度分予想
を含めその実績の概要を申し上げます
と、比較的確調に進捗いたしました結
果、この五カ年間に百三十三万の加入電話
と、二百四十万キロメートルの市外電話
回線が増設され、また本邦を縦断する
マイクロエーブ幹線も完成されまし
て、ここに電話の自動化、即時化等、
通話サービスも相当の向上を見たので
あります。しかもなお加入電話の需給
状況は緩和するに至らず、市外通話
サービスは改善も不十分であり、町村
合併対策、無電話部落の解消もその緒
についたばかりの状態でありまして、ま
たテレビ中継網の整備等に対しまして
の要望もきわめて強いものがあります
ので、今後引き続き長期計画を必要
とするものであります。さしあつた
て三十三年度を初年度とする第二次五
カ年計画が考慮されたものでありま
す。公社の第二次五カ年計画は資金総
額四千四百億円を必要とするものであ
りますが、これを財源といたしまして、
百三十五万の加入電話、四百三十万キ
ロメートルの市外電話回線の増設、全
国にわたるテレビ中継網の整備等を計
画し、一般の電話需要に応じ、また通
話の自動化、即時化等サービスの向上
をはかるものであります。またこのほ
か町村合併対策、無電話部落の解消も
一応完了することとなっております。

この第二次五カ年計画は、国民経済、
文化の向上にその緊要性が認められま
すので、当省としても十分に協力
していく所存であります。
次に有線電気通信の規律監督につき
ましては、基本法たる有線電気通信法
によるのはか、さきに施行されました
有線放送電話に関する法律によりまし
て規律することとなつたのであります
が、有線放送電話業務の許可につきま
しては目下鋭意取り運び中でありま
す。次に国際電信電話関係について申
上げます。国際電信電話株式会社は本
年四月で設立後満四年を経過し、好調
な収益を続けておりましたが、最近に
至り貿易の影響を受けまして収益の伸
張がやや鈍化の傾向にあるようであり
ます。金融引き締め以前における三十
一年度下半期の結果を見ますと、海外
通信の需要は引き続き好調で、昨年十
一月電報料金約一割の引き下げを実施
したのであります。その営業収益は
二十八億六千万円で、前期及び前年同
期に比べそれぞれ増加しており、また
営業費用の面におきましては二十二億
九千三百百万円で、前期に比べ若干の増
加を示しております。業績はますます順
調な経過をたどつたものと言えるので
あります。当期利益金の五億七千万円
と前期繰り越し利益剰余金二億八千七
百万円と合せますと七億九千四百百万
円となりまして、このうち株主配当金に
一億三千二百百万円、納税引当金に二億
六千五百百万円等充當いたしました。残
りの三億一千七百万円は利益剰余金と
して繰り越すことになりました。なお
本年四月以降におけるおもな業績につ
いて簡単に申し上げますと、期間内
においては、モスクワおよびテヘランと

の間にそれぞれ直通無線電話連絡業務
を開設し、これら地域との間に初めて
電話通信の道を開くとともに、またモ
ントリオールとの間における直通無線
電信連絡業務の新規開設によつて、日
本—カナダ間電報料金を二割方低減す
ることができました。一方ハンブル
グ及びアムステルダムとの間には、テ
レックス通信連絡を開設し、これを利
用してわが国とドイツ外七カ国の欧州
主要国との間に、初めてテレックス業
務の開通を見ることができたのであり
ますが、これによりましてわが国の対
欧電気通信サービスは画期的改善を見
たわけでありまして。

次に電気通信分野の国際協力の関係
について概況を申し上げます。わが国
の電気通信の実情に関する認識が深ま
るにつれて、最近は相当具体的な
協力問題を持って、東南アジア、中近東
などの各国政府の電気通信関係高級職
員の来訪が相次ぎ、またコロンボ・プラ
ン等による研修生の数も近時ますます
増加の一途をたどつています。今後もこ
れらの両々に対しましては、国内関係
諸機関とも連絡を密にして、積極的
に援助協力をいたす所存であります。ま
たビルマ、フィリピン及び近き解決が
予想されるインドネシア等との賠償計
画につきましても、電気通信分野面
でも協力いたしたいと考えております。
なおエカフエにおける電気通信の開
通につき簡単に申し上げます。本年の
エカフエの会議におきましては、地域
内の電気通信の緊要な問題につきま
して、今後の具体的な活動方針をきめ
るため、国際電気通信連合と合同して特
別会議を開催すること等の決議を行

なつたのでありますが、わが国といたしましても地域内の経済開発と重大な関係をするこの問題につきましましては、当初から深い関心を有して、今後とも本件会議の東京招請その他実質的な推進の役割を果し得るよう、エカフエ事務局とも密接に連絡してその方法を検討中であります。

以上まことに簡単にござりますが、一応私の報告を終りたいと思ひます。なお詳細の点につきましては、御質問をいただきましてお答え申し上げますと存じます。

○松井委員長 なおたいたいの説明についての質疑は後日に譲ることにいたします。

○松井委員長 次に昨日付託せられました郵便貯金法の一部を改正する法律案を議題とし審査を行います。まずその趣旨説明を聴取いたします。田中郵政大臣。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案 郵便貯金法、昭和二十二年法律第百四十四号の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第十二條第一項第三号中「年五分四厘」を「年五分五厘」に、「年四分八厘」を「年五分」に、「年四分二厘」を「年四分五厘」に改める。

第四十七條第一項中「百円以上八千円以下」を「百円以上一万二千円以下」に改める。

附則 この法律は、昭和三十三年十二月一日から施行する。

○田中郵政大臣 ただいま議題となり

ました郵便貯金法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、現在のわが国の経済事情のもとにおきまして、国際収支の改善、消費の節約並びに物価の安定をはかることがきわめて緊要でありますので、その政策の一環として、国民貯蓄の増強に資するため、郵便貯金の貯金総額の制限額及び定額郵便貯金の利率を引き上げようとするものであります。

その改正の要点について申し上げます。

第一点は郵便貯金の一の預金者の貯金総額の制限額を引き上げることです。御承知の通り郵便貯金の一の預金者の貯金総額の制限額は、昭和三十年六月以来二十万円に据置かれていたものであります。この額は国民一人当りの郵便貯金の現在高、現在の物価、国民所得の水準等から見まして低きに過ぎるのであります。また郵便貯金は本来貯蓄性預金であります。現行の二十万円程度の貯金総額では日常生活資金としても十分なものは言えないのであります。従いましてこの総額制限額の引き上げにつきまして、従来預金者から強い要望もあり、また郵便貯金として吸収された資金の使途の公共性などの見地からしまして、現在の二十万円を三十万円に改正いたしたいと存するのであります。

第二点は定額郵便貯金の利率の引き上げであります。現行の定額郵便貯金の利率は、昭和二十七年四月、預入期間の長短に応じて年四分二厘ないし年六分と定められたのであります。この定額郵便貯金に対応する民間の定期

預金の利率につきまして、去る七月一日から三厘ないし五厘の引き上げが行われましてに併し、定額郵便貯金の預入期間二年以下のものにつきまして、一厘ないし三厘引き上げることになったと存するのであります。第三点は貯金総額の制限額の引き上げに伴いまして、積立郵便貯金の一回の預入金額の最高額を八千円から一万二千円に引き上げることになったと存じます。

以上がこの法律案の提案の理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決下さいようお願い申し上げます。

○松井委員長 本案についての質疑は後日に譲ります。

次会は明後四日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時九分散会

〔参照〕

衆議院通信委員会派遣委員

北海道視察報告書

上林山榮吉

松井 政吉

北海道視察は、七月二十六日以降一週間にわたって、北海道地方の函館、室蘭、札幌、旭川各地区における郵政、電気通信、電波監理及び放送の各事業並びに行政の一般を視察したものであります。視察箇所は、札幌における郵政局、郵政監察局、電波監理局、電々公社の電気通信局、NHK中央放送局、北海道放送株式会社（HBC）、同手稲山テレビ送信所をはじめとし、函館の地方電波監理局出張所、NHK放送

局、函館山テレビ送信所、HBC放送局、漁業無線局、室蘭のNHK放送局、HBC放送局、漁業無線局、白老の町営有線放送施設、旭川の郵便局、電報局、電話局等十九ヶ所でありました。調査事項といたしましては、関係事業及び行政の概況の外、特に当委員会の理事会で決定された特別調査項目に主眼をおいたのであります。日程が極めて切迫して詳細な調査を行うことはできなかったことを遺憾といたしますが、以下その概略について御報告申し上げます。

北海道は、わが国総面積の二一％を占める広大な地域であつて、各種の豊富な産業資源に恵まれていたのみならず、人口密度が未だ稀薄であるため、戦後におけるわが国産業経済の復興と経済自立の達成並びに人口問題解決に寄与する重要な地位を占めるに至りました。よつて北海道自体はもとより、国としてもこれが総合開発計画を策定して昭和二十七年以降各種施策を積極的に推進しているものであります。北海道は本州に比して交通通信の普及発達が遅れており、加ふるに寒冷積雪等による自然的制約を余儀なくされて、産業の振興は、これらの悪条件を打開しない限り、頗る困難であります。

したがつて、北海道においては、本州におけるよりも、郵便、電信、電話等の通信手段の確保は、産業開発上一段と切実な問題であり、またラジオ、テレビの利用普及も道民の生活並びに文化の向上と格別の結びつきをもっているものであつて、郵政、電気通信、電波、放送の各部門

にわたり、これが健全且つ急速な伸展を遂げると否とは、北海道開発の成果に至大な影響をもたらすのであります。然るにこれら諸部門の中央における従来の政策は、大体において人口、利用度等の現状を基礎とし、全国均等に算定したものに基いて各般の施策を進めてゆくことを常則としていたように思われるのであります。戦後における北海道の特殊地位にかんがみ、これら諸部門においても国の総合開発計画に照応して北海道に重点を指向し、或る程度本州におけるよりも急ピッチをもつて各種施設の拡充に努める必要があると考へたのであります。

本委員会所管の各事業及び行政の一般状況につきましては、別に詳細な資料もございまして、各部門とも概して順調に運行されております。御報告を省略いたします。次に、特別調査項目に関する調査の結果を申し述べることいたします。

(一) 町村合併に伴う郵便区統廃合の状況

北海道における町村合併計画は、全道二七八市町村中一一四町村を対象として七七町村を減少しようとするものであります。現在までのところ未だ四七町村を減少したに過ぎず、計画に対する実績の割合は六一％であります。

北海道の特殊事情として、町村の区域が頗る広大であるため、郵便集配施設においても一行政区内に数局（二局乃至三局は普通であつて多きは九局に及ぶ）の集配局を設けなければならぬ実情にある

ので、町村合併に伴う郵便区の調整についても、大部分は字部落が二局に亘り、誤区分防止上郵便区の組替を必要とするものであり、計画数二二件、うち実施済のもの十五件であります。

(二) 郵便局舎の改善状況

札幌郵政局管内の局舎は、総局数一、〇四〇局のうち、国有九二局、借入九四八局であります。このうち、経年二五年以上のもの、国有二局、借入三三八局、計三三九局であつて、総数の三二・五を占めております。これに対し既往五ヶ年間に於ける改善状況は、国費二四局、自費七一局、計九五局に過ぎず、特にこの管内においては札幌、函館、旭川、帯広、釧路等普通局であつて老朽狭隘なものが多く、経年二五年以上の普通局一一局（いずれも国有）を算する状況でありますので、中央における局舎改善八ヶ年計画を更にスピード・アップして管内局舎の緊急改善を図りたい旨の陳情をうけました。

(三) 簡易生命保険契約募集状況、特に保険金最高制限額引上げ後の状況

札幌管内における簡易保険募集状況は、年度募集目標額、保険料六、〇六〇万円、保険金一、〇三〇二百万円に対し、六月末現在における実績割合は、保険料、保険金とも六割八分であつて、前年同期の実績割合七割三分程度に比べると若干下廻つておりますが、大体において順調な成績を収めており、例年の趨勢からみれば、特定局に対する総目標は八、九月頃、

普通局に対する総目標は十月中旬に完成をみるものと予想されます。

保険金最高制限額引上げ実施後における二〇万円契約の状況は、四、五、六、三ヶ月間の契約件数三、〇四六件、保険金額六億五、六〇〇万円であつて、同期間中の総体に比し、それぞれ一割及び二割四分に達してあります。

なお郵政局、現業局ともに現在の経済状況に対応し、かつ、民間保険、農協共済保険に任じて事業の進展を図るには、保険金最高制限額を少くとも三十万円程度に引上げることを熱心に要望していることを申し添えます。

四 前年度お年玉葉書の完さばき状況
昭和三十一年度お年玉葉書の札幌管内に対する割当枚数は四円、五円ともに一、六七〇万枚でありましたが、その後の完さばき状況により、五円のもの四六〇万枚を追加し、合計三、八〇〇万枚（四円、一六七〇万枚、五円、二、一三〇万枚）をほぼ完全に売り尽しております。これは昭和三十一年度の三三八七万二、〇〇〇枚に比べて一二・一八％の増であります。

分類別延件数

分類別	延件数
一万円以下	二六、〇〇〇
一万円を超え二〇万円以下	四、〇〇〇
二〇万円を超え五十万円以下	一、〇〇〇
五十万円を超え一〇〇万円以下	五〇〇
一〇〇万円を超えるもの	一〇〇
合計	三二、〇〇〇

なお昭和三十三年当時の札幌管内における特定局長の切手類印紙さばき手数料の収入月額（推定）は次のとおりであります。

種別	最高月額	最低月額
切手	四九〇円	三五〇円
印紙	四、一八二円	四、〇〇〇円

(四) 電気通信関係

一 町村合併に伴う電話施設の統合整備状況
北海道における町村合併促進法に基く合併町村にあつては統合整備の対象となる電話交換局は八三局

札幌管内に対する割当枚数は四円、五円ともに一、六七〇万枚でありましたが、その後の完さばき状況により、五円のもの四六〇万枚を追加し、合計三、八〇〇万枚（四円、一六七〇万枚、五円、二、一三〇万枚）をほぼ完全に売り尽しております。これは昭和三十一年度の三三八七万二、〇〇〇枚に比べて一二・一八％の増であります。

二 切手類印紙完さばき手数料の状況
札幌郵政局管内において昭和三十一年度中、切手類完さばき所（一、三二二ヶ所、うち収入印紙完さばき所四四ヶ所）で取扱つた切手類等の完さばき手数料の総額は、三四、三二六千円であつて、その内訳は次の通りであります。

種別	延件数	収入額
一、〇〇〇枚以下	二六、〇〇〇	九、六〇〇千円
一、〇〇〇枚を超え二、〇〇〇枚以下	四、〇〇〇	一、六〇〇千円
二、〇〇〇枚を超え五、〇〇〇枚以下	一、〇〇〇	五、〇〇〇千円
五、〇〇〇枚を超え一〇、〇〇〇枚以下	五〇〇	一、五〇〇千円
一〇、〇〇〇枚を超えるもの	一〇〇	一、〇〇〇千円
合計	三二、〇〇〇	三二、六〇〇千円

であつて、昭和三十一年度には、そのうち親局との距離が六軒未満のもの八局について計画し、二局は実施済、三局は親局の自動改式と同時に実施のため保留、三局は加入者等の反対のため実施を見合わせているという状況であります。

次に、同一町村内の既設交換局についても合併町村内における同様の方針で統合整備を図ることとして、昭和三十一年度は一六局について計画し、うち実施済一五局、未竣工一局となつております。

また町村合併に伴うもの及び同一町村内における電話交換局の統合が親局との距離その他の関係で差向き困難なものについては、市外電話サービス等の改善を図るため、市外集中（直轄局に附近の市外回線を集中し、市外通話における中継取扱のための待合時間の短縮を図るもの）を計画し、昭和三十一年度には一三ヶ所を実施し、昭和三十一年度には三三ヶ所を計画し、なお調査中のもの三三ヶ所あります。

事業合理化に伴う定員配置の状況
札幌、旭川、北見、函館の四局について、電報中継機械化を行つた結果、一七〇名の定員削減を生じましたが、改式時の過員一五二名中、退職一八名、配置転換一〇九名、残存過員二五名の減少措置により、本年三月には過員四名を余すのみとなり、また釧路、小樽、室蘭の三局について自動改式を行つた結果一七八名の定員削減を生じましたが、退職八〇名、配置転換二六名、残存過員六二名の減少措置をとり、本年三月には過員四九名という状況で、概ね順調に推移しておるよう思われます。

無電話部落に対する電話施設の拡充実施の状況
北海道における受益戸数五〇戸以上の無電話部落は、一、一五五ヶ所ありますが、昭和三十一年度においては、その二三％に相当する二六八ヶ所に電話機を設置し、昭和三十一年度においては、一八％に相当する二〇〇ヶ所に電話機設置を計画、目下実施中であります。

ります。（三十三年度以降については、設置基準の再検討及びへき地再調査のため計画方針未定）
有線放送業務及び有線放送電話業務の状況
北海道には有線放送施設発祥の地であり、その発達は極めて顕著であつて全道市町村の約八〇％にわたつており、施設数は告知放送六（受信者数一、二九六）告知放送兼共同聴取四二八（受信者数一二四、三九九）これに街頭放送の四一四を加えれば全施設数八二四を算する状況であります。

然し乍ら、そのうち通話と兼用できる施設、即ち有線放送電話法の対象となる施設は比較的少なく、現在一一三を算するに過ぎませんが、全国的流行の波にのつて、北海道にも近い将来急増するものと予想されます。

なお有線放送施設は、当初電々公社線、国鉄線等に対する誘導妨害が頻発したのでありますが、昭和二十六年「有線放送業務の運用の規正に関する法律」の実施に伴い、各地区に有線放送協議会が生れ、次で昭和二十九年北海道有線放送協議会が設けられるに及んで各関係機関との連絡が密になり、苦しい支障は殆ど無くなったのは極めて喜ぶべきことと思われます。

昭和三十三年法律第九十八号「公衆電気通信法の一部を改正する法律」の実施状況
施行後日浅く、実施状況は未だ明かではありません。

電波監理及び放送関係
NHK及び一般放送事業者のラ

ラジオ並にテレビジョンにおける
教育的番組の実施状況
イ、NHK

ラジオにおける教育的番組(教
養、学校向け、職業教育等の番
組)が全放送時間に占める割合
は、札幌中央放送局一六・一%(内
訳、教育番組一四・四%、教養番組
一・七%)、地方放送局の平均一
五・四%(内訳、教育番組一四・
一%、教養番組一・三%)でありま
して、その構成は第二放送を主体
としております。

北海道は未開発地区が多く、且
つ特有の気候等の関係から、教育
番組の編成には本州からの中継放
送に依存するよりも独自の番組を
組む方がより効果的なので、自局
番組と中継番組との比率は三対一
となっており、札幌中央放送局に
おける自局編成の教育番組は一ヶ
月、放送回数九七回、放送時間二
九時間四十五分に達しております。

テレビジョンにおいては、中央
からの教育、教養番組は一ヶ月約
六八時間、全放送時間の二七%
にあたりております。また現在札
幌及び函館地区におけるローカル
番組としては、特に教育または教
養番組と称すべきものはなく、こ
れに準ずるものとして報道及び社
会文化的番組として延時間五時間
程度ものを企画実施しておるの
みであります。

ロ、HBC

HBCラジオにおいては、純教
育的番組と称すべきものはなく、
全放送時間の約八%程度、娯楽を
加味した教養番組があるのみであ

ります。HBCは開局当初はかな
り本番組に力を注いでいたもので
ありますが、商業番組が漸次増加す
るに伴って、教養番組は次第に姿を
消し、ウィークデーの午後四時か
ら約三〇分をこれに充てているに
すぎず、学校向け放送或は職業教
育放送は全く実施しておりませ
ん。しかし放送番組の低俗化が問
題となつてゐることに鑑み、將
来の編成方針としてはなるべく教
育、教養的色彩の強いものを取り
上げたい意向のようでありませ
ん。

HBCテレビジョンは開局以來
日未だ浅く、番組の編成は殆んど、
中央からの中継にたよつてゐる状
況であり、教育的番組(民放連の
分類基準による)は全放送時間の
約一%、一ヶ月の放送時間、教
養番組一八時間四分、教育番組
三時間四十五分程度であります。

然し乍ら、教育テレビジョン問
題が大きく浮び上つてゐる折柄、
テレビ放送の視聴覚教育効果を
じゅうぶんに発揮する番組の実施
を企画中であります。教育関係
機関の支持により、北海道教育テ
レビ企画編成に関する委員会が結
成されまして、七月以降週二、三
本の学校向け教育番組を放送する
こととなつた外、農水産関係指導
用番組の編成と受入れ側の共同聴
視施設についても研究を行つてい
るというところであります。

以上をもつて調査項目に対する
御報告を終りますが、最後にこれま
で申し述べました以外に視察中派
遣委員に対して要望のあつた事項
を取りまとめ御報告致します。

郵政関係

(一) 石炭手当の増額について(札幌
郵政局)

石炭手当の取扱額は、実際必要
燃料のほぼ六割乃至七割を購入し
得るに止まり、特に本年の炭価は
前年より屯当り四、五百円の値上
りをみることは必至の情勢にある
ので、本年度も前年度なみの支給
額(三屯、屯当り七三〇〇円)に
なると、北海道在勤職員の冬期に
おける生計状態は一層の苦境に迫
りこまれるから、本年度石炭手当
の増額方について特に尽力せられ
たい。

(二) 簡易郵便局制度の改正について
(札幌郵政局)

開発途上にある北海道において
は、特に簡易郵便局の設置及び利
便拡大に対する要望が熾烈である
が、これに因應して簡易郵便局制
度について次のとおり改正を図られ
たい。

イ、特定の資格により個人も受託
し得るものとする。

ロ、電報受付事務および電話通話
事務をも取扱わしめること。

(三) 郵便貯金預入制限額の引上げに
ついて(札幌郵政局)

郵便貯金預入制限額は、現在二
十万円となつてゐるが、この額は現
在の物価および国民所得の状況等
からみて低すぎるから、少くとも四
十万円程度に引き上げられたい。

(四) 簡易保険加入者ホームの設置に
ついて(札幌郵政局)

加入者ホームは一昨年熱海に設
置され、現在更に別府に建設中
であるが、右二ヶ所は地理的に国土

の中央部と最南部にあるため、北
海道在住者はこれが恩恵を受ける
ことが甚だ困難であるから、加入
者ホームの設置条件を具備してい
る小樽市朝里温泉に同ホームを設
置されるように配慮されたい。

放送関係

(一) ラジオ難聴地区の解消について
(NHK札幌中央放送局)

北海道は地域が広大であるた
め、未だにラジオの難聴地区を残
してゐるが、就中、今里、浦川及
び中標津三地区の受信状態が悪い
のでこれら地区に中継局を設置し
て改善を図ることとした。

(二) 札幌地区のテレビ・チャン
ネルの増加について(北海テレビジ
ョン放送株式会社、株式会社テレビ
北海道、札幌テレビ放送株式會
社、日本テレビ放送網株式會社、
北海道スポンサー協会)

現在札幌地区のテレビ・チャン
ネルは、各一波がNHK、HBC
に割当てられてゐるが、(一)北海道
の地理条件よりするテレビ需要の
特殊性(二)札幌地区の人口、民度、
経済、文化等よりするテレビの必
要性(三)テレビ事業の独占防止、(四)
技術的可能性等の理由から、更に
一波を増加して民間に割当てられ
たい。

(この事情に対して派遣委員は特
に各関係者の参集を得て、直接
詳細にその要望を聴取した)

通信委員会委員派遣
東北班報告書

濱地 文平
早稲田 登門
杉山 元治郎

東北班は、六月中旬、郡山、福島、
仙台、花巻、盛岡、青森の各地にお
いて、関係各方面の実地調査を行つ
たのでありますが、その際調査いた
しました、主要事項について御報告
いたします。

先づ郵政関係より申し上げます。

第一に、町村合併に伴う郵便区統
廃合の状況であります。東北地方
における町村合併の状況は、基本計
画に対し、一〇四%の進捗率を示
し、本年六月一日現在既に九四八ヶ
町村が減少してゐるのであります。
しかるに、これに対する郵便集配施
設の調整は、今日までに実施したも
のは、郵便区の一部組替二四局、郵
便区統合三件で郵便区統合について
は未実施のものが一四件あります。

本年度の予定は、郵便区の一部組
替四五局で件数にして三八件、郵便区
の一部組替は七四件であります。昨
年一月当委員会委員が調査に参り
ました以後におきまして、新たに実
施されたものは、郵便区の一部組替
がただ一局あるのみであります。も
とよりこれが実施にあたりては種々
の困難があると思はれますが、地元
関係の公正な理解と協力を得た上
で、今後の集配施設の調整を進めら
れたいと望む次第であります。

第二に、郵便局舎の改善について
であります。此の地方は、積雪寒
冷地帯のため、他地方に比して建物
の腐朽が早く、且つ経年に比してそ
の程度が甚しいが、現在普通局六二
局、特定局一、六一五局の中、経年
三〇年以上の局が、普通局一四局、
特定局三四〇局、経年二五年以上の
ものが普通局一九局、特定局四九六

局の多くを算し、これ等老朽狭隘局舎の外、町村合併に伴う郵便区の統合、都市計画等の遂行上、政策の必要に迫られているものが、集配局だけでも約一六〇局にのぼる状況であります。これが一応の対策として昭和三十三年より実施されている郵便局舎改善八ヶ年計画により、既に改善されたもの並びに今後の改善予定局数は、普通局の新築一五局であり、その内訳は三〇年度一局、三一年度二局、本年度二局、来年度以降三十七年度迄で一〇局となっており、特定局の新築は六四局でその内訳は、三〇年度七局、三一年度八局、本年度九局、来年度以降三十七年度迄四〇局となっており、その他土地買収、増築等も含め、八ヶ年計画で処理し得ないものが相当数に上るのであります。

以上は国費をもつて支弁される分について申し上げますが、特定局の中自費をもつて改善を予定しているものについて申し上げますと、総改善局は二〇三局でその内訳は三〇年度二五局、三一年度一八局、本年度三五局、来年度以降三十七年度迄一二五局となっておりますが、本年度に入ってから政府の財政金融引締め政策の影響を受け、国費、自費のいずれを問わず若干計画に遅延を生ずることもあるかと思われます。尚この際申し添えておきたいことは、局舎設計に際し積雪寒冷地としての構造上の配慮を加え、例えばブロック造り、二重硝子窓等暖房効果を上げるよう改善すべきであると思ひます。勿論それには本省において予算

単価増額について一考の必要があると思ひます。

第三に、簡易生命保険の募集状況についてであります。此の管内における本年度の新契約募集状況は、五月二十日現在で月別累計目標には達しておりますが、前年同期に對し保険金で五・四〇、保険料で五・五〇下廻っております。なお年間目標に對しては、既に、保険金で六九・三〇、保険料で七一・四〇を達成しているものであります。

次に、保険金最高制限額が「二十万円」に引上げられました四月一日より五月二十日迄の状況について申し上げますと、募集件数は、三万八千余件であり、うち保険金「二十万円」のものは三千八百余件で、約一〇％の割合を占めております。これを昨年同期に比べて件数で一千四百余件、保険料で三百二十余万円、保険金では五億八千余万円と、それぞれ上廻り、保険金引上げの効果が、この短期間の中にも既に現われているやに思われるのであります。

第四に、昭和三十三年度お年玉葉書売さばき状況であります。先づ売さばき方法について申し上げますと、従来予約売さばきに重点が置かれていたため、ややもすれば小口需要者に不便を感じさせていたものであります。これを改め、出来る限り公衆の利便を考慮し、予約制を廃止し、窓口売さばきを主とし、更に切手類売さばき所をも活用することとしたのであります。

次に売さばき状況について申し上げますと、十二月十五日迄で大体、「四円」葉書が八〇％、「五円」葉書が八

四〇の売れ行きを示し、最終的には「四円」が二千六百余万枚、で完売され、「五円」が三千六百余万枚で三万枚余りの売れ残りを生じたのであります。

試みに、「四円」「五円」に對する公衆の需要状況を管内二二〇局を指定し調査した處について申し上げますと、「四円」「五円」葉書共需要が売さばき数を上廻っており、「四円」においてはその比率が一・二五・六〇、「五円」においては一・〇二となっており、管内は管内で完売されているから需要が上廻るのは当然と思ひますが、「五円」については管内で三万枚余り残りを生じているにもかかわらず、被調査局だけについてみると、需要が十五万枚余り上廻っているものであります。これ等の点より見て、見込みによる配給が困難なところであることはわかるが、過不足局間の連絡調整に十分な機動性を発揮することにより出来る限り公衆の需要に應えようとする層の配慮が望ましいと思ひるのであります。

第五に、切手類印紙売さばき手数料の状況についてであります。先づ昭和二十九年四月一日手数料改正の前年度とその後の年度別手数料支払い額を示しますと、管内の総額は、二十八年度三千二二万九千九百九十九円、二十九年度四千七百七十九万九千九百九十九円、三十一年度五千九百九十九万九千九百九十九円と年々増加の傾向にあります。

次に売さばき月額別による売さばき所の数を、宮城県下に例をとってみますと、

売さばき金額
五千円以下が六二・八で四七・七
一万円以下が六八・一で一三・三
十萬円以下が四六・五で三三・五
十萬円以上が六・七で五・五
となっておりまして、手数料からみると、売さばき金額五千円以下のものが即ち三百円未満の手数料の売さばき所が全体の約半数を占めており、このことがわかれるのであります。終りに昭和二十二、三年度の特定局に對する切手割引額について申し上げますと、正確な数字が残っておりますが、その中で関係者の推定によりますが、月額最高三千五百円、最低三百円程度であった模様であります。これを公務員の給与ベースの上昇率で現在に換算しますと、最高一万四千円、最低二千二百円となるのであります。

電気通信関係について申し上げます。

第一は、町村合併に伴う電話施設の統合整備状況であります。

昭和三十三年度から実施されている電話施設の統合整備の基準は、同一市町村内に二つ以上の電話交換局がある場合、おおむね六軒以内にあるものはこれを統合し、又六軒以上あるものは市外回線等を増強してその区間の市外通話の速達を図ることとしておりますが、東北通信局管内には前述の基準による電話交換局の統合を行う対象となる被統合局は二八一局あり、これが実施は予算その他の関係もあり緊急度の高いものから順次行なわれております。その状況は、「従局合併方式」即ち、被合併局の市内交換台は存置するが、市外交換台は廃止し、市外交換作業は合併局で行い、両局間は市内通話区域となり、被合併局の加入者は合併局の加入者となるもの、及び「集中合併方式」即ち、被合併局の交換台の一切を廃止し、合併局に統合するものとの二つの方式に分けてみますと、昭和三十三年度においては、集中合併による被合併局は一五局で、従局合併されたものは、零であります。三十一年度では、集中合併による被合併局は五三局、従局合併局は五三局、合併局は八局となっております。現在までの進捗率は両方式を合せて二七・〇程度であり、本年度の予定数は三〇局程度が見込まれているのであります。

第二に、事業合理化に伴う定員配置の状況であります。

第一次五ヶ年計画に基づく新技術等の採用によって事業が合理化されたもののうち、主たるものは、電報中継機械化、有線無線中継所の無人化、自動改式、即時通話区間の拡充、および事務のI・B・M機械計算化等がありますが、これ等が実施に移された結果を従業員との関係からみますと、

1、電報中継機械化によりましては、青森電報局及びその他の局を合せて計九三名の過員を生じましたが、これ等節約された人員の大部分は施設部門及び再訓練により他へ配置転換されたのであります。

2、搬送及び無線中継の無人保守化によりましては、これ等を有人保守程度とした場合に比し、一八〇名程度的人员節約をみております。

3、電話自動改式によりましては、本年度実施予定の盛岡外四局を合せまして、三六名の過員となります。

が、これ等節約された人員は他部門へ配置転換の見込がついているのであります。

4、即時通話制の実施及び市外集中により生ずる過員は、DSA台(自動即時補助台)等に新たに要員を必要とする関係上、実際に節約される人員はほとんどありません。5、I・B・Mによる合理化であります。以上により経理、決算事務等の面で二四名の節約となっております。

以上の如く各方面に於て相当数の人員の節約をみておりますが、現実の整理出皿とならないより、他部門への吸収については格別の配慮が払われておりますが、特に臨時作業員の取扱については、組合側の強い要望もありますので今一段の考慮を払われるよう希望いたします。

第三に、無電話部落に対する電話施設の拡充実施の状況であります。

この管内におきましては、加入区域外の所謂無電話部落(半径一軒内に二戸以上の戸数のあるもの)は当初二、七六あったのであります。昭和三十一年度におきまして、二一四箇の公衆電話と一〇四箇の加入電話の架設を、本年度には三五〇箇の公衆電話の架設が予定されておりますので、本年度末には無電話部落の約二割が解消されることとなるのであります。

第四に、有線放送電話業務の状況であります。これは後程、電波関係の処で申述べることといたしたいと思います。

第五に「公衆電気通信の一部を改正する法律」の実施状況であります。

が、これは私共が現地に参りました当時は、この法律に対する施行規則が出来ていませんでしたので、何等の意見も聴取出来ませんでしたので省略いたします。

次に、電波監理及び放送関係について申し上げます。

第一に、NHK及び一般放送事業者のラジオ、並びにテレビジョンにおける教育的番組の実施状況についてであります。先づNHKラジオについて見ますと、仙台中央放送局の本年六月第一週の一日平均時間中、教育的ローカル番組の放送時間は一六分で全放送時間の一一・四％で、その内容について申述べてみますと、一般教養番組五十分で四六％を占め、県民に対する公報事項の周知や、東北総合開発問題の啓蒙、知名人とのインタビュー、婦人の生活上のための啓蒙や、風土病対策などの保健衛生思想の普及、スポーツ振興等を主な内容としています。

学校教育番組は、三六分約三三・三％でその内容は小中学生向けの週間ローカルニュース解説、小学高学年向けとしては、ラジオ作文教室をもうけ文章による自己表現能力の育成をめざしてあり、中学生向けとしては、四季に話題を求めて社会科学学習の資料とし、高校生に対しては、高校生生の声を時間をもうけ自分達の意見や、当面の問題についての考えの発表の機会を与え、定時制高生校のためには、基礎学科の通信教育を行っているものであります。職能教育番組は四〇分三・六％であり、之の地方の経済の根本が農業にある関係上、

農業技術や農民の生活指導等が主な内容となっております。

管内のローカル局におきましては、自局編成、入中継を含め、放送時間の一〇％前後を教育教養放送に当てており、しかもそれ等の大部分が自局編成のものであり、十分にその地方のローカル性を取り入れている点が特にみとめられます。

次に一般放送事業者のラジオについて見ますと、いわゆる教育的番組の枠の中に入れるものが、NHKの場合よりやや広いようであり、また、東北放送では二六分で一八・五％、ラジオ福島は、一九分で一五・九％、岩手放送は、三〇分で二七・六％、ラジオ青森は、二五・一分で二二・八％となっており、最近の民放の全国平均一八％をほとんど上廻っており、内容についても自主番組は勿論、コマリシャル番組の上でも教育的効果をねらった番組編成の跡がみられるのであります。

テレビジョン関係ではNHKはほとんど東京の中継であり民放ではまたテレビ局がありませんので御報告申し上げることはございません。

第二に、有線放送電話業務の状況についてであります。

東北地方に於ける本年五月十五日現在の有線放送電話施設数は三五件で、その内訳は、宮城県四、福島県八、山形県六、岩手県一、秋田県五、青森県一、であり、加入者の総数は一万八千余、電話器数は一万七千余で、今後益々増加の傾向がみられるのであります。

てその概況を申上げてみたいと思います。

中田地区は昭和十六年仙台市に合併した純農村地区でありまして、米作の他、野菜、和紙の生産が行なわれ仙台市の台所の役目を引受けているのであります。野菜市況の変動は農民に重大な影響があるにもかかわらずその連絡通信の方法としての加入電話は六九回線あるに過ぎず、加えて仙台市とは市外通話区域となつて仙台市へは五分十五分、仙台からは三十分内至一時間の待合せ時間を要し常にその不利不便が痛感されておりました。

偶々、去る二十七年農協役員が北海道に種馬鈴薯購入に行った際別村の共同聴取施設による農事放送の実施状況を見学して、その便利さに心を動かされて、やきき、三十一年の農作による農民の経済状態の好転により、有線放送建設の所が村民の間に高まり、最初新農村建設の一環として農林省の補助により実施する予定であったが、その指定が遅れる見込であったため、自己資金でも良いから一刻も早くと言う村民の声に動かされ、遂に有線放送協議会を設立し、資金のほとんどを農協より借入れ、三十一年十二月末、日本有線放送株式会社を工事人に指定し、四七〇余万円の予算をもつて、中田地区農家の大部分である六〇〇戸を加入者とし、線路の延びは九五軒、電柱一九〇本を数える複線式有線放送電話施設を、本年一月二十一日完成したのであります。

この協議会は任意団体で、その組織は会長の下に理事十名、監事五名を置き、業務の運営と監督にあたりしめていますが、その他、村民の各階層から選出された十三名の委員よりなる運営委員会があり、番組その他あらゆる角度より、協議会の運営の改善に努力しているのであります。

次にこの協議会の本年度予算の概略を申し上げます。収入・支出共に九八万余円で、収入の主なるものは、加入者一戸当り一ヶ月一〇〇円の維持費の合計額六九万余円で、支出の面では、人件費三三万余円、農協よりの借入金利息三三万余円が主なるものであります。

終りに運用の面について見ますと、一日の運用時間は十二時間二十五分、その内通話専用時間五時間二十五分、再放送時間は三時間で残り四時間は自局編成の青果市況、公示事項、技術指導等の他若干の広告放送が行われているのであります。

通話の面では、最初珍らしがられたせいか、相当利用されたが、最近では一月三〇〇回位であります。

なお、この施設の完成により、思わぬ利便をうけたと、農民が喜んでおることの一つとして、この地方特有の「ゆえ」と称する一種の協同奉仕作業にとつて、従来は一軒一軒頼んで廻っていたのが、一度の放送によりその効果が上り「ゆえ頼み」の人数がはぶけるようになった、ことを申し添えておきます。

終りに、只今までに申上げなかった、各地の要望事項を一括して御報告いたします。

まづ、仙台郵政局からは、一般的事業改善意見の外、特に簡保加入者

ホームの管内設置並びに青森鉄道の局舎改築について強い要望があり、全通からは、只今参議院で継続審査になっております。「郵政事業職員等共済組合法案」の成立促進及び過般行なわれた春闘の処分撤回に対する要望がありました。

第二に、仙台郵政監察局からは、小教定員局の請負化と、その事務取扱時間の弾力的運営について改訂意見が出され、

第三に、東北電波監理局からは、1、予備免許前の無線局の建設を規制出来るようにすること。

2、有線電気通信設備の共同設置（有線電気通信法第四条）、他の設備との接続（同法第九条）及び他人の通信の用に供する設備（同法第十條）等郵政大臣が許可を与えるものに對しては申請手数料を徴収することが出来るようにすること。

3、雑音防止対策の強化等についての要望がありました。

第四に、全電波より

1、公労法の電波関係職員への適用促進

2、業務量増加、特に有線放送電話法の施行に伴う、予算、定員の確保、についての要望がありました。

第五に、電気通信局関係では、全電通より

1、公労法の改悪反対、

2、臨時作業員を本職員に採用の件等について強い要望がありました。

第六に、テレビジョン施設の建設資金調達に關し、ラジオ青森から、現下の経済情勢下においてその調達は相当困難な点が多いと思われるの

で、国において何等かの方策を講ぜられたいとの強い要望がありました。

最後に、郡山地方貯金局舎新築の件であります。この局は昨春火災のためその一部を焼失したので、分散して事務を行っており、これが早期新築は当局並びに組合ばかりではなく、郡山市当局としても、市の中心街になる処であるから、特に美観を増すような設計による新築を強く要望され、市長自から派遣委員に陳情があつたことを申添えておきます。

北陸信越班

派遣委員調査報告書

椎熊 三郎
栗山 博
佐々木更三

北陸信越班の調査の結果につき御報告申し上げます。本班は六月十九日から二十三日までの五日間、北陸及び信越地方における通信関係の各部門につき現地調査をいたして参りましたが、以下調査項目の順に従いまして簡単にその実情を御報告申し上げます。

まず、郵政関係におきまして町村合併に伴う郵便区統廃合の状況について申し上げます。調査地方における町村合併の進捗状況はどうかと申しますと、金沢郵政局管内の北陸三県においては町村合併促進法施行当時の四百九十五ヶ町村が本年五月には合併の結果百五十ヶ町村に減少し、長野郵政局管内の信越二県で

は、六百六十四ヶ町村が同じく百九十九ヶ町村に減少しまして、既定計画による合併は殆んど終了しております。この町村合併に伴ひまして昭和二十八年年度以降郵便区の統合整備を行つてゐるのであります。金沢管内では集配事務の統合二十八局、郵便区の組替六十一件の計画に對しまして、本年度末までは十八局の統合四十八件の郵便区の組替を終ることになり、進捗率七十四パーセント、長野管内では統合二十局、郵便区の組替七十件の計画に對しまして、同じく七局の統合五十八件の組替を終ることになり、進捗率七十二パーセントに達する見込であります。

が、完了までにはなお二、三年を要するものとみられております。由來郵便区の統合につきましては、複雑な利害関係が錯綜いたしますため、地元では賛否両論が対立するのが常でありまして、現地当局の努力にもかかわらず、今後においても難航が予想されますが、町村合併が殆んど完了してゐる今日、これに伴ひ必要な郵便区の統合はできるだけ急速に行ひたいものと存じます。勿論、その実施に當つては、地元関係の無理を生じないこと、関係従業員の処遇について充分の親心をもちてこれに當るべきことは申すまでもありません。現地当局においてはこれらの事情を充分考慮の上計画を進めるべきものと存じます。

次に郵便局舎の改善状況について調査したのであります。郵便局舎の数は金沢管内に五百六十七局、長野管内に八百六十一局ありまして、これらの局舎のうち、四十年以上経

過した老朽局舎など緊急改善を要するものと認められるものは、その約四分の一に相当する百三十四局及び二百二局でありまして、しかもその九十パーセント以上が特定局によつて占められてゐるのであります。本年度は昭和三十年度の初年度とする局舎改善八ヶ年計画の第三年度といはしまして金沢管内では三局、長野管内では十一局の改善を行つ外、局長が自費で行う特定局舎の改善が金沢に十七局、長野に十一局ありまして、局舎改善の成果は過々現われて参つてゐると思つたのであります。郵便業務の合理的かつ能率的運営を図るためにも、又、従業員の保健衛生上の見地からいたしまして、これら特定局の不良局舎を一掃することは刻下の急務と存するものであります。このために必要な経費の増額については郵政省当局の一段の努力を期待する次第であります。なお、無集配特定局については国費による局舎改築を行わない当局の方針のようでありまして、大都市の市街地特に非戦災都市における無集配特定局舎は土地の入手が困難な事情もあつて局長の自費による改築が容易でなく、不良局舎のまま放置されてゐるものが少なくないのであります。これらについては早急に別段の措置を講ずる必要があるものと存する次第であります。

次に簡易生命保険契約の募集状況について申し上げます。本年一月以降における新規契約高は、五月末現在において金沢管内五十五億一千万

円、長野管内五十四億三千万円でありまして、目標額に對する達成割合はそれぞれ七十二パーセント及び五十パーセントとなっております。これを前年度の達成割合と比べますと金沢は一・八パーセントと僅かに上廻り、長野は十パーセント下廻つております。このように募集成績は比較的低調であります。その理由として現地当局は民間保険及び農協の共済生命の進出が極めて熾烈になつてきたこと、及び、一月以降において惹起した労務問題が従業員

の募集意欲に悪影響を及ぼしたことなどを指摘しております。しかしながら、月別募集成績によりまして、三月までは不振が続いておりましたものが、四月を境として顕著な上昇線を画いておりました。これは保険金最高制限額の引上げの効果が早くも現われて参つたものと考えられるのであります。すなわち引上げ後の二ヶ月間における新契約のうち保険金二十万円のものは件数において十パーセント、金額において二十パーセントを占めておりました。これによつて平均保険金額は十パーセント、平均保険料は八パーセントをそれぞれ増加しております。これらの数字は今後一段と上昇するものとみられ、従つて、前年度よりは早目に目標の達成ができる見込であります。なお、今回の保険金最高制限額の引上げは、簡保利用者の多年の要望に応えたものとして一般に好評でありまして、利用者階層中には引上額が低きに失するとして再引上げを要望する向が多く、特に特定局方面からの声が高いこととあります。

前年度のお年玉つき葉書の売上は、金沢管内では四円のお年玉つき葉書は当初割当及び追加のものを合して年内に全部売切れ、五円のお年玉つき葉書も大部分の局において年内に売切れまして結局極めて僅かの売残りを生じたに過ぎません。又長野管内でも四円のもののは殆んど売切れ、五円のもののは約〇・四パーセントの売残りがありましたのであります。かように寄附金つき五円のもののは僅少なながらも売残りを生じたのであります。総体としては好成績に終わったものと認められます。なお、現地当局から、お年玉つき葉書を四円と五円の兩種類発売することは利用者に別段の便益を齎さないのみならず、いたずらに郵便局の取扱事務を複雑化することになり、かつ、郵便料金制度の面からみても得策とは認められないからこれらの単一化を図りたい旨の要望がありました。

次に切手類及び印紙売上は手数料の状況について申し上げます。切手類及び印紙売上は金沢管内に三千四百四十五ヶ所、長野管内に五千二百二十一ヶ所ありまして、それらの売上は各所に支払われた一ヶ所当りの平均手数料は月額にいたしまして、金沢管内六百五十九円、長野管内五百四十五円となっておりまして、更に長野市附近の売上は各所二百二十四ヶ所について調査した結果によりまして、売上は各所一ヶ所当りの支払額の最高は月平均一万一千百円、最低は僅かに二千三百円でありまして、このうち最高のもは裁判所関係の印紙の売上による特殊の

例でありますのでこれは別といたしまして、月平均三百円以下のものが全体の四十五パーセントを占め、三千五百円以上のものは僅に三パーセントに過ぎないのであります。又岡谷郵便局管内においては月額最高四千七百円最低三百四十円となっておりまして、

なお、本件に関連しまして参考のため申し上げますが、昭和二十二、三年頃特定局に対して切手類及び印紙の売上は各所を支給してありまして、その時代において、長野管内における特定局長の手数料収入月額は最高約二千五百円最低約百円となっていたのであります。なお現地の要望として、現行の切手類及び印紙売上は手数料制度によれば、売上が百万円を超えるものについては手数料を支払わないことになっていて、たゞ、売上は各所の如何にかかわらず、手数料の最高が一ヶ月一万二千三百円に抑えられること、及び売上は各所の極度に少ないものは奉仕的の面が多分に含まれていることなどの点にかんがみ、出来れば現行法を改正して、一万円以下に対する手数料を二段階に区切り、五千円以下を若干高率に定め、一万円以上十万円以下のものは現行の百分の三を百分の四に改め、かつ百万円超過のものについても手数料を支払うような措置を執られたい旨の要望がありましたが、現在の経済事情に照らしまして何等かの改正を必要とする時期に到達しているものと存する次第であります。

その他の郵政関係の要望事項としては、郵便貯金の最高制限額を現行

の二十万円から五十万円程度に引上げられたいこと、降雪地方における屋外勤務者に特別給与の支給を考慮されたいこと、退職による整理を円滑ならしめるため長年勤続者に対する退職時の優遇策を講じられたいことなどの要望がありましたが、その外に長野貯金局舎の改築についての陳情があつたことを申し添えます。次に現地で聴取した事項のうち特に印象を受けたものとして、金沢管内において昨年度中に六件にのぼる局舎侵入事件がありまして、内一件は宿直交換手が殺害されるという事態を惹起したこと、及び雪崩等による集配人及び臨時運搬人の被害事故が二件ありまして、死亡三人、負傷五人を出したことであります。局舎侵入事件は当委員会において屢々取り上げられた問題であります。現地ではこれが応急対策として、単独宿直の場合には警報装置の取付け及び夜間における小窓による窓口取扱、女子交換手の場合は随伴宿直の実施等の措置を執っております。又雪による事故防止についてはこれという対策もなく運搬方法の改良、特別手当の支給等が要望されていく程度であります。何れにいたしても人命に関する問題でありますから、根本的の対策の樹立が肝要と存する次第であります。

郵政関係はこれ位にいたしまして、次に電気通信事業関係に移ります。まず、町村合併に伴う電話施設の統合及び整備状況について申し上げます。町村合併に伴い電話加入区域の統合を行うのは局間距離六キロ

メートル以下の場合に限りまして、六キロメートルを超えるものについては待合時間が三十分以上になった場合に市外線増設による通話改善を行うことになっておりますが、北陸電気通信局管内では、町村合併に伴い電話サービスの改善を必要とする子局が百九十八局ありまして、そのうち九十七局は統合、百一局は市外線増設によるサービスの改善を行い、又信越電気通信局管内では同じく子局二百二十二局のうち、九十六局は統合、百二十六局は市外線増設によるサービスの改善を行う計画のもとに昭和二十八年度から実施しております。このうち待合時間三十分以上のものに対する市外線増設は殆んど完了済であります。又統合関係におきましては、本年度の末までに実施済となるものは北陸管内三十局、信越管内四十三局となる予定でありまして、この結果、計画に対して北陸は三十二パーセント、信越は四十五パーセントが統合を終るようになるのであります。このように電話加入区域の統合の進捗度は良好とは申されませんが、その原因は主として整備資金の不足によるものと存じますが、その外に電々公社が折角統合の計画をたてても、統合後の電話料金の値上りを嫌う加入者の反対や、統合に伴って交換業務が廃止となる特定局長の非協力態度などに阻まれまして、止むなくその実行を見送るといふ場合も少なくないものであります。加入者が統合によって得る利益が極めて大きいことは明瞭でありますから、現地当局は大乗的見地に立つて関係者の説得に当り統合

の促進を図るべきものと存じます。なお、これに伴って従業員の見舞が行われる場合その処遇については、郵政省及び電々公社の両者協議の上充分の配慮をもってこれに当たられるよう希望する次第であります。次に電気通信事業の合理化に伴う定員配置について申し上げます。まず、北陸、信越管内において、昭和三十一年、三十二年の両年度に亘り電信電話施設のオートメーション化及び即時通話制の実施を行いました。その主なものは、金沢、新潟両電報局の電報中継機械化、伊那、新発田両電報電話局の自動改式、岡谷諏訪園及び新潟新発田間の自動即時通話制実施等であります。この結果といまして、北陸管内では関係局の定員の十四パーセントに相当する八十七名の過員、信越管内では同じく十七パーセントに相当する九十二名の過員を生じたのであります。当時、現在員が定員を若干上廻っておりまして、これを削減して現在員を対象として行われたのであります。すなわち、北陸では配置転換五十一名、信越では配置転換七十四名、退職十七名による整理を行いました。しかしながらこれらの過員は長期欠勤者、勤務軽減者、長期訓練者等に対する補充要員及び時間制要員に充て、或は今後の減耗及び本年度の施設増に伴う増員に備えるため一時的の過員として保留し、これ以上の減員は行わないこととあります。今後の問題としましては、長野電報局の中継機械化及び福井電話局の自動改

式が明年度及び明後年度に予定されておりますが、これによつて生ずる過員の処遇については、予め遺漏のない措置を講じ、いやくも従業員に不安の念を懐かせることがないよう当局の配慮を期待する次第であります。

次に無線電話部に対する電話施設の拡充実施の状況について申し上げます。視察地方における無線電話部の数に特別加入区域及び加入区域外におけるものを通算いたしまして、三十一年十一月末現在、北陸に千七百七十四部、信越に千四百三十五部、落ありますが、これらの部数に對して一部落当たり少くとも一ヶの公衆電話を設置する計画の下に、まづ昨年度は戸数百戸以上の部数を対象として、北陸は二十五部、信越は九十部、落に取付けましたが、更に本年度よりは六ヶ年計画に基きまして対象部数所帯数を八十に下げたほか、設置条件を緩和することによりまして、北陸は百部、信越は二百部に設置する計画であります。これが順調に進みますと、電信電話拡充第二次五ヶ年計画の終期たる昭和三十七年度には一応すべての無線電話部が解消できる見込であります。

次に有線放送電話業務の状況について申し上げます。北陸信越地方においてこの施設が最も普及しておりますのは長野県でありまして施設数二十九、これに次いで新潟七、富山二となっておりますが、石川、福井両県にはまだ施設がありません。これらの有線放送電話施設は農林省及び自治庁の助成対策に伴いまして昭和三十一年度以降急激に普及されたものであ

りますが、この増勢は時代の波に乗つて更に続いておりまして、今年度中に長野県ではその数が倍加する見込の外、石川、福井両県においても続々設置計画があるということであり

この業務の運営の主体は農業協同組合が八十パーセントを占め、その他は地方自治体及び公民館となっております。加入者数は小は百七十のものから大は千七百九十のものに及んでおりますが、大部分は三百乃至七百の範囲であります。又、そのサービス区域の殆んどが電電公社の電話加入区域と重複しておりまして、有線放送電話交換機を設置場所と最寄電電公社電話局との距離が二キロメートル以内のものが半数以上を占めております。

今回の調査において、長野市附近の農業地帯に位置する長沼有線放送協会の施設を实地にみて参りましたので、その状況をやくわしく申し上げます。同協会の業務区域は千曲川に沿ひ南北二キロメートルに亘る林檎園と水田を主とした豊かな平野の地域でありまして昭和三十一年十一月に設立されたものであります。当初の計画では屋外放送を目的としたのを中途で通話を主体とすることに切替えたということであり、その加入者数は部数所帯数の九十六パーセントに相当する五百二十八であります。建設費三百五十万円のうち百六万円は加入者が負担し、残りは農協、園協及び長野市よりの補助金並びに農協よりの借入金によつて賄ひ、農林省等からの助成は受け

なかったものであります。なお建設費の加入者負担は一戸当たり二千円程度であります。各加入者宅にはテレビ・ラジオ・スピーカーを備え、その外に別回線による屋外スピーカーを三ヶ所に設備してありまして、農協事務所共電式交換機、放送機などを置き二名の交換手が電話交換及び告知放送の業務に當っております。告知放送は農協、公民館等からの連絡事項を朝昼晩の三回各十分間程度行い、その他の時間は加入者相互の通話に充てられておりまして、一加入者当りの通話回数は毎日三回位であります。なお加入者の大部分はラジオ受信機を所有しておりますので、ラジオの共同聴取は行っておりません。運営費としては一戸当り月額百円を徴収し、その半額を建設費の借入金償却に充てております。なお、本地域は電電公社長野支局の加入区域でありまして加入部数は九十となつております。なお、同協会の当

費の加入者負担は一戸当たり二千円程度であります。各加入者宅にはテレビ・ラジオ・スピーカーを備え、その外に別回線による屋外スピーカーを三ヶ所に設備してありまして、農協事務所共電式交換機、放送機などを置き二名の交換手が電話交換及び告知放送の業務に當っております。告知放送は農協、公民館等からの連絡事項を朝昼晩の三回各十分間程度行い、その他の時間は加入者相互の通話に充てられておりまして、一加入者当りの通話回数は毎日三回位であります。なお加入者の大部分はラジオ受信機を所有しておりますので、ラジオの共同聴取は行っておりません。運営費としては一戸当り月額百円を徴収し、その半額を建設費の借入金償却に充てております。なお、本地域は電電公社長野支局の加入区域でありまして加入部数は九十となつております。なお、同協会の当

次は公衆電気通信法の一部を改正する法律の施行状況について申し上げます。本法律は附屬電話機等について加入者による自営設置を認めたものであります。公布後日が浅く電話工事業者自らの受入態勢も整わない関係がありまして積極的な動きは認められなかつたのであります。なお業者側の意見としては、今回の改正は自営設置が一号附屬電話機のみに限定されたため妙味が薄く、ただ、公社の直営では取扱われない色附屬電話機の

設置などの特殊の面で多少の開拓の道があるに過ぎないという見方としております。しかしながら今後本制度が一般に熟知されるとともに、P・B・Xの場合と同様新規附屬電話機の自営は漸次増加するものと現地当局はみてゐるようであります。

次に電波監理及び放送関係について申し上げます。まづ日本放送協会及び一般放送事業者のラジオにおける教育的番組の実施状況について申し上げます。所謂ラジオにおける教育的番組については今のところ確たる定義が下されてゐないのでありますが、日本放送協会は社会、産業、農事、養育、婦人、教育の各部門、一般放送事業者は社会、教養、婦人、教育、宗教、その他これらに類するものなどの各部門に属するものを稱してありまして、両者は各々独自の基準によつて分類を行つてゐるのであります。この基準のとり方については両者大差はないようであり、また、ただ日本放送協会の方がいくらか条件を厳しくしているように見受けられたのであります。本件についてはNHKの金沢外四放送局、一般放送の北陸放送外四放送局について調査したのであります。まず、NHKにおきましては、ローカル放送の一日当り平均放送時間は第一放送二時間半、第二放送四十五分でありましてこれに含まれる教育的番組は第一放送が五十五パーセント、第二放送が七十三パーセントでありまして、第一、第二を通じて六十パーセントとなります。更にこれに全国放送のものを加えますと全番組の五十二パーセントが教育的番組となつ

てゐるのであります。又一般放送におきましては一日の放送時間十八時間に対して教育的番組は、各社区々であります。二時間半乃至六時間でありましてその割合は十五乃至二十八パーセントとなっております。

この割合は両者の基準の相違を考えると更に低くなるものと思ひますが、このように一般放送の教育的番組がNHKに比べて低率にあることは両者の業態等の相違からいたしまして当然のことと存じます。しかしながら特に注目すべき点として、それは番組のうち商業番組として取扱われてゐるものが三、四十パーセントを占めてゐることでありまして、このことは、この数年間に於いて此の種番組に対するスポンサーの認識が改められてきたこと、並びに一般放送事業者の熱意が著しく高められたことなどを示すものであり、まして、一般放送番組の質の向上に資するものとしてまことに喜ぶべき傾向と存じます。又各地の一般放送事業者が児童向け教育放送等の目的をもつて、一斉に超短波によるFM放送局の免許申請をいたしてあります。なお、この機会に一般放送事業者の経営状況につき一言申し上げますが、北陸及び信越の民放五社は何れも業績が向上してありまして、タイムセールも十一時間程度となりまして、一割内外の株主配当を行ひ、経営が安定してゐるようであり、これを反映して、昭和二十八年二月に北陸、北日本、福井の民放三社が経営の合理化を図るため結成いたしました「ラジオ北陸連盟」を本

年五月に発展的解消をしたというところでありました。

次に有線放送業務の状況について申し上げます。

有線放送業務のうち電話兼用のものについては前に申し述べたとおりであります。純然たるラジオ聴取及び告知放送を目的とするものは北陸信越各県に百九施設ありまして、歴史的には新潟県が最も古く、中頸城郡牧村の如く昭和十年頃の創設にかかるものもありますが、現在は富山県がその過半数を占めております。近時NHKのラジオ聴取区域が漸次解消され、かつ有線放送電話の普及に連れまして、純然たる共同聴取を目的とするものはあまり増加の見込がないようでありまして、なお、これらの有線放送施設は電話兼用と否にかかわらず一般に技術基準が低く、電々公社その他の通信線に障害を与えるため改修を必要とするものが相当数に上っておりますが、これが監理に当る地方電波監理局には要員の配置が極めて少く、調査費も殆んど皆無のため、関係各所より早急に改善措置を要望されても調査がなかなか思うに任せぬ状態というところでありました。差当りの問題として関係監理部門の強化について早急に何らかの手を打つ必要があるものと存する次第であります。

次にテレビジョン放送について一言申し上げます。北陸信越地方では今までも殆んどテレビジョンの恩恵に浴してはなかつたのでありますが、本年五月二十九日にNHKの長野サテライト局が実験局として発足しまして当地方としてははじめてテレビ放送を開始したのであります。爾来その成績は良好でありまして、聴視者も約一千名に達するものと推定されているのであります。又金沢においては今秋サテライト局の開設を予定して目下準備中でありまして、更に来年初頭大阪金沢間マイクローエープ回線によるテレビ中継線が完成いたしますと同時に本格的な放送に切り替える予定であります。

民間テレビジョン放送局は現在免許申請の段階であります。金沢、富山、福井の各地においては各既設ラジオ放送会社がおのの免許申請を行つてゐるほかに競願者なく、信越においては長野県に既設ラジオ放送会社の外に一社、新潟県では同じく二社が免許申請を行ない何れも競願の形となつておりますが、これらの申請会社もそれぞれ社会的、経済的にみて既設会社に比しきして遜色がないといふことでもあります。

最後に電波監理関係において現地当局及び組合から受けました要望について申し上げます。第一は地方電波監理局の定員の増加についてであります。電波監理業務の対象となつておりますところの無線局が年々著しい増加を遂げてゐるにもかかわらず、これに対応する増加がなされてないことは当委員会において屢々論議されたことでありまして、最近における山岳無線施設の激増、有線放送電話の普及などは、この定員不足に一段と拍車をかけているのであります。これに加ふるに逐年異常の進歩を遂げつつある電波技術に備えるための訓練要員も必要であるので、毎年最少限度の増員をされた

といふのであります。第二としましては、信越電波監理局管内の長野及び新潟両地に係員二、三名程度の簡易電波監視所を設け、現在同局管内の電波監視を担当してゐる北陸電波監理局富山監視部の補助機関として超短波関係の監視を主として行わせたといふのであります。第三は最近の無線従事者国家試験において上級無線通信士の合格率が極めて低く、このままでは無線通信士の不足が憂慮されるので、受験者の学力向上を図るため、地方における電波関係の講習機関を育成されたいこととあります。次にこれは電波監理職員全般の問題であります。郵政部門に比べて著しく低位にある給与水準を是正し、かつ、公務法の適用を認められたいこと、及び今回の給与の改訂において監視部職員の格付が低いため昇給等において不利となつてゐるのでこれを是正されたいことなどの要望があつたことを申し添えます。

これをもちまして御報告を終わります。

四国、近畿調査報告

竹内 俊吉
橋本 登三郎
原 茂

四国、近畿所の調査結果について、御報告申し上げます。

当所の派遣先は四国、近畿の両地方であります。両地方視察の帰途、序で申す、名古屋及び津の両市に立ち寄り、同地所在の通信関係施設についても、実地調査を行つて参りましたので、これらについて

併せて、御報告することに致します。なお、視察は去る六月中旬から下旬にかけて行つたものでありまして、今日まで可成りの時日が経過し、その間に調査事項の各般にわたつて、相当の変化、発展があり、当時の所見には全くの開闢と化したものが可成り多くなりましたので、報告は道般の見聞のうち、なお「今日の問題」として論及に値すると考へられる主要な事項についてのみ行うことを予めお断り致しておきます。

まず、郵政事業については「町村合併に伴う郵便区統廃合の状況」から申し上げます。

本件については、私は昨年度の委員派遣の際、統廃合措置が著しく滞つてゐる実状に失望し、当局に対して強く実施促進方を要望したのであります。ところが、それから約一年後の状況を見ますと、可成り顕著な進捗率を示してあります。すなわち、去る六月一日現在の松山、大阪、名古屋三郵政局管内の統廃合進捗率は、それぞれの実施予定計画に対し、

松山 三六%
大阪 三四、五%
名古屋 四三%

で、これが本年度末にはそれぞれ七二%、五一%、七七%まで達成されるという見通しでありまして、この間の当事者の努力についてはその労を多とするものであります。しかしながら郵政事業運行の基礎を整備する本措置の意義に照せばこの達成率をもつてしても、極めて低調といふべく、去る十月十一日行政管理庁が郵政事業監察の結果として統廃合措置

の低調を指摘したのも当然なことでありまして、なお、今後格段の出精を望むものであります。本件につき、行政管理庁は、調整措置不振の一因として、関係地元民の反対のほか、当該郵便局長自身の反対の動きがみられることを指摘してあります。が、われわれの調査においても、屢々かかる事実を耳にしたのであります。統廃合措置の意義を知悉している等の局長連が、自己の利害の判断に基いて、陰に陽に反対の運動をするが如きは、まことに遺憾でありまして、これは深く考えれば郵政当局の方針が末端に滲透し得ない一特定局制度の欠陥の一つの現われとも云うべく、特定局制度が同制度調査会の俎上に上つてゐる今日において考究されるべき対象と云い得るかと思ふのであります。当局は先に、当局の管理方針の徹底を期して、特定局長会を組織したのであります。が、本件の促進についてもこの組織をもつて、反対の局長の啓発を図り、統廃合措置の完遂を速やかに実現せられたいものであります。なおまた、統廃合措置の促進を図る反面、集配局が無集配局に降格することによつて生ずるサービスの低下面——窓口取扱時間、取扱事務範囲の縮小等については利用の実状等を精査の上、著しく享便者の不利、不便とならないよう格段の配慮が望ましいと存する次第であります。

「郵便局舎の改善」は、委員会年来の関心事であります。が、概ね当局所定の「局舎改善八ヶ年計画」通り順調に進捗してあります。然しながら郵政の局舎事情はこの計画をもつて

て到底満足するものではなく、各地において一層の計画擴張、実施のスピードアップが望まれているのでありまして、所要資金の確保と経済的な改善法の考究が必要とみられるのであります。調査班は経済的な局舎改善のケースとして、津郵便局の局舎の建設と運営の実情を調査いたしました。

津郵便局の局舎は、官が民間と合同して高層ビルを建築し、これを共用している所謂「官民合同ビル」の郵政関係における唯一の実例であります。また、その建設の経緯から申し上げますと、昭和二十九年当時、津郵便局は、局舎の狭隘、腐朽と都市計画に基く区画整理の実施とによって、局舎新築の必要に迫られていたものであります。地元三重県ならびに津市当局は、都市の美観、市民の便益等よりみて局が小規模の単独局舎を営むより、その頃、局舎予定地に隣接して社屋建設を計画していた三重交通本社、勧銀支店、三重放送等が合同して総合高層ビルを建築することが望ましいとして、郵政省当局に対し、合同ビル実現を強く要請し、これに対し当局は慎重に検討した結果、別段、違法性もなく、また省にとって不利な点もないというので、実施計画について、民間側との折衝に入ったのであります。ところが、偶々東京駅の鉄道会館問題が起り、世評が喧しくなつたので、同様の誤解を避けるため、更めて共同条件を厳しく検討し、ここで「国の財産を民間一部のものの利益に供しない」という建前に基いて、新に入条件を設定し、計画はこれら八つの条件を

完全に充たさねばならないとしたのであります。

八条件の内容は、民間側にとって極めて苛酷で、当初の予定を大きく狂わすようなものであったが、計画の一切を御破算にして、地許を失望させるに忍びなかつた民間側は、敢えてこの難条件を受け容れることとし、ここに三重交通を中心に株式会社「三重会館」が創立され、この新会社と郵政省との提携によって、漸く合同ビルが建設される運びとなつたのであります。

合同ビルは、昭和三十年六月の起工、翌三十一年六月の竣工でありましたが、その概要を御紹介しますと、構造は鉄筋コンクリート造、地上五階（一部六階）地下一階、建坪六六三坪、延坪三三六三坪で、郵便局はL字形の建物の東西に延びる一翼の一、二階、建坪三五九坪、延坪七一九坪を所有し、それ以外はすべて三重会館の所有に属しております。

建物の運営状況を申し上げますと、局はその所有の三五九坪上の三、四、五階についてはその所有者たる三重会館から年間約四十万円の土地使用料を徴収し、逆に発電室、暖房汽罐室等の共用施設については、年間約十六万円の施設使用料を支払っております。また会館はその所有建物を三重交通ほか二十数社の商社等に坪当り月額千六百円で貸貸し、会館を経営しているのであります。

合同ビルの建設及び運用上の損得、長短については、局側、会館側の双方から精細に聴取しましたがこれを要約いたしますと、――局側の運用上の長短、得失は、経

済的には、施設共用による経費減、土地使用料の収益等により、単独庁舎に比し遙かに有利であり、また、構造的にはバス・ターミナル、デパート、ホテル、銀行等が同一建物に集中しているため利用者の便益は少なくないといわれる、一方、不利とみられる点は、屋上等が専用できないことによる従業員の休養施設の不足や、設計上、柱が多いことによる不便等でありまして、彼此勘案して遙かに利点が多いと判断されます。また、建設費についてみると、共用施設関係費用が節約されたほか、前述の八条件によつて官側が有利になつた関係もあつて、坪当り建設費は官側七万円、民間十一万円と兩者の間には相当の格差があり、単独新営の場合は略々この中間価格と推定しても可成り格安にできたことになり、省としては、この面での利得も少なくなつたとみられます。

総じて、合同局舎は省としては、利得の多い方法であります。これを将来の局舎建設に全面的に採用するとすれば、この官側を余りにも有利にした提携条件の中にこそ、再考すべき問題が含まれているようであり、すなわち、官側に有利であることは、そのまゝ、そつくり裏返したに、民間側にとって不利で、三重会館の経営は難渋を極めております。

この建物会社は、その資本金五千万円のはか、入居予定者から坪当り八乃至二十万円を徴集した入居料総額一億円と、年利一割の借入金一億五千万円を用意して発足したのであります。八条件による建築費の増加と、これに伴う減価償却費の増高

によつて、経営は至つて苦しく、初年度約千二百万円、次年度約三百萬円の赤字を出し、第三年度にして漸く、収支均衡の見込みという状態に、経営当事者は一採算を度外視しない限り、この合同ビルは実現しなかつた」と極言しているのであります。

以上、申上げた事情を通じて、この建設方法は、局舎事情の逼迫している郵政省としては、適地において採用すべき経済的な良策と言ひ得るのであります。また、実施に当たっては、民間側の不当な利益を警戒するのあまり、苛酷な条件を押しつけるべきではなく、また、それではこの方法がなかなか実施しにくいのであります。この点津郵便局建設のケースをそのまま前例とすることは一考を要すると思ふのであります。

次に、簡易生命保険事業については、主として、さきの国会で実現した、保険金最高制限引上げ後の契約募集状況について調査いたしました。引上げ実施は四月一日、調査の時期は六月中旬でありましたので、四月の募集実績についてみただけであります。その概況を契約一件当り保険金額の昨年同期との対比にみますと、

松山郵政局管内	一三〇%増
大阪管内	一六〇%増
名古屋管内	一四〇%増

となつていて、募集成績は一般に不振であるにもかかわらず、契約の保険金額はいずれも相当高くなつていて、この引上げが、国民の要望に叶い、募集に好影響を及ぼしたことは否定できない事実で、各地において

更に二十五万円、三十万円への引上げ要望の声が聴かれたような次第でありましたが、最近の消息によると、郵政当局は、三十万円に引上げの意図があることとあります。是非とも実現せられたいものであります。簡保事業については、右の最高制限額の引上げが当面の懸案であるほか、本質的な問題として、簡保事業の特殊性についての反省、考察が必要であらうかと存じます。

戦後、簡保の独占排除によつて民間による小額保険が著しい発展を遂げるとに及んで、国営保険としての簡保の特殊性は著しく減殺され、少くとも保険サービスの面では兩者の間にさしたる逕庭はみられなくなつております。営利を目的とする民間保険事業とは事業目的が異なる、或は積立金運用の指標が違つて等と事業経営上の相違があつても、保険事業の第一次目的たる保険サービスの上に、国営事業なるが故の差異がなくは、事業の特殊性とは言えないと思ふのであります。現状のままでは、徒らに民間保険事業との競争を激化するのみであります。去る十月十日の日本経済新聞は郵政当局が加入者に対するサービス改善を検討している旨を伝えておりますが、この検討の結果が簡保事業に国営事業としての特殊性を打出すことになれば私のこの要請は直ちに実現されるわけでありまして、強い期待をもつて、その推移を見守る次第であります。

郵政事業については、前述各項以外に郵便貯金事業に關し通常貯金の伸びの鈍化、が注意をひき、制度的に改善の要を感じたほか、郵政事業

全般にわたって、特定局制度に由来する障害が散見され、その制度改革の必要が痛感されたのであります。が、前者については、政府より国会に附金法の一部改正法律案が提案されるとい、後者については現在、同制度調査会において検討が進められているので、ここに論議することを避け、これをもって、郵政関係に関する報告を終わります。

続いて、電気通信関係であります。まず、有線放送電話の現況について申し上げます。

有線放送電話に関しては、予て懸案の法律が去る八月一日から施行されましたが、その施行直前の各地の施設数は、

四国電波監理局管内

二五
近畿管内 一八
東海管内 一八

という程度であります。各地とも今後、急増する傾向があり、就中、近畿管内は本年度中に一五〇に達する見込みという盛況で、法律の制定はまことに時宜を得ていたとみられます。

調査当時は、法律施行の準備期

で、各地方電波監理局は、管内施設の実態把握に努めている段階でありましたが、いずれも、着しく法律施行のための要員と経費の不足を訴えておりました。実際、地方電波監理局の予算や定員は甚だ窮乏で、電波監理関係業務についてだけでも既に不足とみられ、当委員会でも再三その充足を勧告したほどであります。この上更に有線関係の業務が累増し、これに対応する要員、経費の手当が充分に行われないとすると、勢い業務執行は粗略となり、法律施行

は確保せられず、ひいては、法律の權威を失墜させる結果となりかねないのであります。かかる事態を將來しないよう、必要最少限の要員、経費は絶対に確保せらるべきであると思ひます。最近、郵政当局は、電気通信、電波関係の監督陣容の整備、拡充の意向を明らかにしておられますが、所管行政の完全遂行を期して万全の態勢を整備されるよう強く希望する次第であります。

有線放送業務に関連して、その類似施設である市、町、村等の設置する私設電話の実情について、御報告しておきたいと存じます。

御承知の通り、四国とくに愛媛、高知の両県では、市町村等の設置する私設電話の普及が顕著であり、す。例を愛媛県にとつてみますと、施設数三三、電話機数二、六二七、線路巨長九〇キロという状況で、その中には、喜多郡内子町の町営施設のごとき、電話機数七五三、線路の巨長一一キロ余という、七級電話局級の大規模のものさえもあるという状態であり、

しかし、これらの私設電話に対する規律の状況をみますと、これらの施設はいずれも有線放送装置を附帯しない電話専用の装置となつてゐるため、今度の「有線放送電話に関する法律」の規律対象とはならず、従前から「有線電気通信法」の適用施設として、取扱われていたのであります。御承知の通り、「有線電気通信法」は、この種の施設を（他人の通信の用に供すること）について、強い制限規定を設けておられますが、この点について監理当局は、こ

れらの施設電話の通信内容は専ら行政事務の連絡、通達であつて、他人の通信を媒介したり、他人の通信の用に供したりしてゐるものではないと見做して、適法に運用されてゐるものとしております。然し乍らその運用の実態を按じますに、かように広大な規模と周到な機能をもつ通信施設が単に行政事務の連絡、伝達用というだけの目的で、電話機設置者の各戸負担で出来よう筈はなく、加入者相互の自由な通話が当初から意図され、また実際、さうな運用が行われてゐるに違ひないのであります。運用の合法性は、到底首肯できないのであります。また、これら施設の普及してゐる地況をみますと、普及地かならずしも僻地とは限らず、四国所在全施設の電話機の約四八％が電々公社の電話加入区域内に設置されてゐるのであります。かかる地域で殆んど公然と公衆通信類似行為が行われてゐるということ、通信政策上、看過し難い事態と申さねばなりません。現状にいたるまでの経緯においては、法律の不備、管理陣容の不足等の事由のほか、町村合併による施設の大規模化等の事情もあり、この事態をすべからず、監理当局の過意に帰するのには酷でありましようが、従前の当局の監理方針が寛容に過ぎたことは否定できなかつたことと存じます。斯種施設を備へる地方の要望は、これを圧殺すべきではなく、また、出来るものでもありませんが、一方公衆通信系の秩序は厳格に維持せられねばならないのであります。その間の調整についで当局は、時に応じて寛嚴よろしき

を得るべきであり、本件について云へば、新規施設については、法律に則つて厳正なる規定を図り、現存施設については、施設の改修期において、目的に相応しい適正施設に改修せしめる等の措置が講ぜられるべきであると思ふものであります。

次に「公衆電気通信法」の一部を改正する法律の施行状況であります。調査当時はまだ関係省令の策定中で、施行の実情をみる時期ではありませんでしたが、本件については、大阪においてとくに電気通信局の関係者及び民間の施設工事業者の有志と懇談の機会をつくり、それぞれの意見を詳しく聴取して参りました。開陳された意見の多くは、法律実施に當つての細目に関するものであります。これらに詳述は省略いたしますが、ただその折、民間側から訴へられた事情の一つについてとくに公社当局の注意を喚起しておきたいと存じます。

それは、PBX、附属電話機等の自営工事に、電気通信共済会が工事業者として進出しようとしてゐるの訴えであります。その云うところは、電気通信共済会のような資金の豊富な、しかも財団法人として税法上の特典を享けその上電々公社とは表裏一体の緊密な関係にある強力な団体に工事市場進出を図られては、従来とても公社直営工事に圧倒されがちであつた小規模経営の民間業者は到底打ちゆかないというのであります。このことについては東京後も地方中、小都市において、共済会が自営工事を行つてゐるの消息を屢々耳にしたのであります。若しかか

る事実があり、また今後さらに本格化するといふことであれば、これは些か問題であらうと存じます。共済会の寄附行為はその事業として具体的に個々書で掲げられた事項のほか、会の目的達成のために必要な事業を行うといふ概括的な条項があります。これは、この財団法人の使命、性格に徴して、無制限に、積極的に収益事業を行い得ると解釈するのは適當ではなく、その活動には自ら一定の限度があるものとみるのが妥當であります。これをPBX等の自営工事の場合に当てはめていへば、一般民間業者のいない地域において、自営の道をひらき、加入者のために、公社直営との自由選択の場を作るといふのが、最も妥當な限外であらうと考えます。共済会が、かかる限度を遙かに超えて、民間業者の脅威となるような積極的な営利活動を行うやうなことがあれば、共済会だけではなく、公社自体も鋭い批判を受ける恐れがあります。公社当局は、かかる事実の有無を調査し、もし左様な企てがあれば、直しく適正な指導を加えられたいのであります。

電気通信事業については、所定の調査項目のほか、とくに、第二次五ヶ年計画に対する各通信局の希望意見を徴しましたが、第二次五ヶ年計画は先般、略々その大綱の決定をみたやうであり、また、それには各通信局の希望は、概ね参酌されてゐるやうでありますから、これらの意見を列述することはいたしません。ただ各局共通に強調せられた意見として、次の一つを御紹介して御参考にお供します。

それは、建設計画における都市と地方との調和が必要であるというのであります。すなわち、従来、地方の電話施設整備の要が強調されるのあまり、反面、ともすれば都市における整備が閑却されがちであるが、実情は然らず、需要充足の不充分なのは都市であつて、「都市偏重」との印象批判は必ずしも當を得ていない。また、通信需要の実態からみて、地方の需要も都市における整備によつて改善される面が頗る多い、建設計画は飽くまで需要の実情に則して樹てられるべきで、都市、地方のいずれにも偏しない調和のとれたものでなくてはならないという意見であります。実務担当者のその経験に照した見解として御紹介した次第であります。

続いて、電波、放送関係であります。この部門では何といつても、テレビジョン問題が最大の話題でありました。折柄「テレビジョン放送用周波数の割当計画基本方針」が決定し、これに基づく具体的割当計画案が、電波監理審議会に諮問せられていたので、放送界の耳目は挙げてこの問題の帰趨に集中していた横がりました。

この問題について、各地で聴取した夥しい意見を総合して多数意見として云える主なものは、
(一) 何よりもまず、テレビジョンの早期全国普及が必要であること
すなわち、テレビジョンの電波を早急に全国あまねくゆきわたらせることが必要で、一日も早く免許処理を了するとともに、電波の空白地帯を放置することなく、ブースター、サテ

ライト等の小電力中継局の周波数割当計画を引続き可及的に策定せられねばならないということ。
(二) 同一地域に民間局を多数併置することについては、慎重でなくてはならないこと
すなわち、豊富な放送素材を擁する東京、大阪等のキーステーションは、一応複数が望ましいとしても、その数には自ら限度があり、限度を超えて濫立するときは、多くの弊害が予想される。――例えば局数がふえても広告財源は増加しないから番組単価が切下げられ、番組は質的に低下する、競争が激甚になるから、番組の低俗化が促進される、番組の総量は豊富になつても聴取率の高い時刻にメーン・イベントが重複し、聴視者はそのうちの一つしか聴視し得ないので、聴視者各個では番組は反つて貧弱化する等々、多数局併置は言論独占の排除、言論暢達の促進という効果がある反面、経営、編成上かかる難点も予想されるので、余程慎重に利弊を検討した上で処理されねばならないこと。

(三) テレビジョン番組の浄化、向上は絶対に必要であること
すなわち、ラジオより遙かに鮮烈な訴求力をもつ、テレビジョンでは、その番組の編集は、極めて慎重であるべきことは、当然で、放送事業者としても従来のラジオ・コードをもつて充分とは決して考えていない。世上に要請の強い教育的番組の充実、厳格なテレビコードの設定、実施等については積極的な意図をもっている。官の強制によることな

く自発的に成果を収めたいというところ。
等でありましたが、調査班はこれに関連して、とくに教育テレビジョン局のあり方について、各地で放送、教育関係者等の意見を蒐集いたしました。これらを公約的に取纏めて申し上げます――
(一) 強力な訴求力をもつテレビジョンを教育の手段として利用すべきことは、その機能に照して当然なことと、専門局は設置せらるべきで、またその経営は非営利的な公共的機関に委ねられるべきである。

(二) テレビジョンはその強い影響力を利用して、国民の教養向上に役立てるべきで、NHK、一般放送の別なく従前の娯楽一辺倒の編成方針は是正されねばならない。
(三) 右の要請実現のため立法措置を要するか、否かはなお、研究を要するところであるが、総合番組局の教養番組充実は法的規定をまつまでもなく、事業者が自発的に善処することを期待する。

教育専門局のチャンネルは、VHFが望ましいが、已むを得ず、UHFによるとしても、局地的でなく、全国的に実施することが絶対要件である。
等で「基本方針」によつて提唱された教育テレビは従前のテレビ・プロに飽きたらなかつた一般感情に投じて、「純教育テレビの実現」、あるいは「教育番組の充実」または「番組の浄化」と、その受け取り方に相違はあつても、広く支持されたこと

られるのであります。が、実現の具体的方法については、なお、思議の余地が多いとするようでありました。その後、教育テレビについては、東京教育テレビが仮免許を受け、その放送内容について、番組の種別比率の条件が附けられました。去る十月二十二日全国四十三局に対する一斉仮免許内示に當つて、教育テレビ局のほか準教育並びに一般総合番組局の局種別が設けられるとともにその放送番組の種別比率の条件が明らかにされる等とがあり、VHF帯のテレビ置局の方針確定とともに番組編成基準の大綱も漸く固まつたのであります。この基準による運営及びその監理等については現行法をもつて充分か、否かの疑義があり、政府もさきの一斉仮免許内示に當つて、法律改正の検討を約束しておりましたので、当委員会でも再びこれを具体的問題として審議することになると思われますが、今次調査の結果から本問題について、思慮すべき二、三の点を申上げて御参考に供したいと存じます。

その第一は、教育テレビについて、教育学的な研究の必要が痛感されることとあります。視聴覚教育の手段として、テレビジョンがラジオ、映画等に比較して優れた特性を持つてゐることは誰しも異存のないところでありましたが、テレビはその有益性の反面、恐るべき破壊性を持つてゐることも否定できないところでありました。感覚的かつ具象的なテレビの訴求作用は思惟を経ずして直接理解に訴ふるため、そこに「思考」の必要がなく人間の思考能力を鈍化

させる、また、テレビの大量性は人間の思考を類型化させ、個別的思考が伸ばされない――テレビは「考えざる輩をつくる」という教育上最も警戒すべき病弊の因を潜めてゐるのであります。その運営の可否は国民素質の育成に重大な影響を持つものと考えられます。
教育テレビの場合、その目的の重要性に鑑みて、伝達媒体としてのテレビのかかる特性はこれを充分に究めるとともに、その長所を発揮し、短所を抑制する用法、用途について万全の研究がなされる必要が痛感されるのであります。このため教育学者、心理学者、教育家等のそれぞれの専門的立場からの研究が組織化されることが望ましいのであります。――「放送教育学会」でもいろいろのものがつくられ、継続的な研究がなされることを願望するのであります。聴くところによれば、近くNHKは有識者の参加を求めて教育番組準備委員会をつくることとありますが、要請の一端の具体化としてこれを喜ぶとともに、この組織が更に拡大、強化されて、永続的な研究組織として、教育放送の効果向上に寄与することを期待するのであります。

第二に申上げたいことは、教育テレビの受入れ体制の確立であります。前述のように教育テレビはその設置の前提条件として、その普及が全国的であるべきことが要請せられるのであります。申すまでもなく、この「全国的普及」とは、物理的に電波が全国をカバーすれば足れりとするのではなく、その利用が全

国内的に普及せねばならないとするものであります。従つて、教育テレビ局の全国的配置とともに、その受信、利用の受入れ体制の整備が必要でありまして、さきに当委員会が論議された全国の公民館への普及のほか、小、中、高等学校等への普及が図られるべきで、このための財政措置、学校用受像機の低廉化（クロージ・サーキットの研究、生産等）が促進されねばならないと考えるのであります。

以上の二点を要するに、いよいよ教育テレビの実施段階に入った今日、これに対する施策は電波監理の衝に当る郵政省、一省のみに委ねらるべきではなく、関係の各省協力による総合政策に基いて推進されねば成果は期待できないと思ふのであります。政府はこの点に留意して、教育テレビに関する総合政策の樹立を急ぐべきであると存するのであります。

教育テレビについては、右のほか、商業ベースによる民間教育テレビ局がNHKと同様の放送の実施に耐え得るか、若し耐え得ないとするれば民間教育テレビ局の役割は如何にあるべきか、教育放送番組審議会のあり方、等々の問題点が考えられたのであります。これらについては、他の機会に譲ります。

電波関係については、右のテレビ問題のほか、目下参議院で継続審議中の「電波法の一部を改正する法律案」に関連して、船舶無線通信士の有志諸君より、船舶無線局運用の実情を聴き、また全電波従組の代表より、電波監理局職員を公労法適用職

員とされたいとの陳情を受けたほか、和歌山県の地方公共団体代表、地許有志等の諸君より和歌山県に民間放送局を設置されたいとの切なる陳情を受ける等がありましたが、これらについては他日折をみて御披露申し上げたいと存じます。以上をもつて報告を了ります。

中国、九州被災地調査報告書

小泉 純也
森本 靖

本班は去る六月二日から九日まで八日間にあたり、中国、九州地方を視察したものであります。視察の結果につきましては各般に亘りますので、その概要を簡単に申し上げます。御報告に替へたいと存じます。

まず郵政関係より申し上げます。第一は町村合併に伴う郵便区統廃合の状況についてであります。本年五月二日現在町村合併促進法により減少した町村は広島郵政局管内が七十三で基本計画に対し各県平均九五％に当り、熊本郵政局管内が七一九で各県平均一〇〇％に達しているものであります。

これ等町村合併に伴う集配施設の調整については、広島郵政局管内で調整を要するものは、二二四件で、このうち本年五月までに実施済のもの集配事務の統合が七件、郵便区の組替が一七件の計二四四件であります。又本省の承認済ではあるが、地元関係の向との意見の調整を要する等の事情により実施方保留中のものが一件、本省へ提出中で未承認のものが七件、三二年度内実施計画のものが四二件となっております。

熊本郵政局管内で調整を要するものは

の一七一件で、このうち本年五月までに実施済のものは集配事務の統合が六件、集配事務の転換が一件、郵便区の組替が二七件の計三四四件であります。又本省の承認済ではあるが実施方保留中のものが三件、本省へ提出中で未承認のものが一件、三二年度内実施計画のものが四九件となっております。

以上のとおりでありまして、実施済の割合は、全国平均の二七％に対し、広島郵政局管内が一％、熊本郵政局管内が二％と云う状況になっております。

第二は郵便局舎の改善状況についてであります。現在広島郵政局管内における郵便局は普通局五九局、特定局一、四四九局計一、五〇八局であり、熊本郵政局管内における郵便局は普通局九一局、特定局一、八五二局計一、九四三局であります。郵便局舎については、両管内とも鋭意これが改善に努力せられ、郵便局舎八ヶ年計画により既に実施されたものは、広島郵政局管内において普通局が新築四局、増築三局、土地買収六局、特定局が新築一八局、土地買収二七局であり、熊本郵政局管内においては普通局が新築六局、増築二局、土地買収二局、特定局が新築一五局、増築二局、土地買収が一九局であります。

以上のとおり相当改善されつつあるものであります。なお老朽、狭隘、明渡要求等の理由により早急改善の対象となるものは、広島郵政局管内において普通局が三一局、特定局が一三六局に及び、熊本郵政局管内においては普通局が四一局、特定局が一七一局に及んでおります。

局が一七一局に及んでおります。

このうち三二年度の改善計画に入っているものは、広島郵政局管内において普通局が新築二局、特定局が新築一〇局、増築一局、土地買収六局となっており、熊本郵政局管内においては普通局が新築三局、特定局が新築一四局、増築一局、土地買収が一〇局となっております。

なお特定局については、当該局長の自費又は郵政互助会の出資により改善を見たものが三〇年と三一年の両年において、広島郵政局管内で二六局、熊本郵政局管内で四八局に及んでおります。

第三は簡易生命保険の募集状況についてであります。広島郵政局管内においては本年度保険料目標額が一億八千六百万円に対し、五月二〇日現在実績四千六百九十三万四千四百円であり、その達成割合は四三・二％であり、大体前年同期と略同率を示しているものであります。

熊本郵政局管内においては、本年度保険料目標額が一億八千三百三十万四千四百円に対し、五月二〇日現在実績九千二百二十四万四千四百円であり、その達成割合は五〇％であり、これを前年同期と比較すると普通局においては、大体同率を示しておりますが、特定局においては、前年同期の七二・四％に対し本年度は五六・五％であつて著しく遅れを示しているものであります。その主たる理由としては、従来熊本郵政局管内の慣行と見られた特定局の全員態勢の募集推進形式が、急激に保険関係者中心主義に移行しつつあることと、時間外

募集拒否に基く時間的ズレに因るものと思はれるのであります。次に四月一日より実施された保険金の最高制限額を十五万円より二十万円への引上げによる募集上の効果について見ますと、十六万円以上の新規加入者は五月二〇日現在広島郵政局管内では二、四六〇件でありまして、新規契約件数の八・五％を示し、熊本郵政局管内では、四月中二、六四四件でありまして、同月中の新契約件数の八％を示し、最高制限額引上げ後の成績は両郵政局管内とも順調なる進行を見ているのであります。が、今後周知宣伝の浸透と相俟つて増加するものと考えられるのであります。

第四は昭和三十一年度お年玉つき郵便葉書の売上状況についてであります。同年度のお年玉つき郵便葉書の売上は、寄附金のついた五円のもの、寄附金のつかなかった五円のもの、二本立であつて、広島郵政局管内に対する配給数は五円のもの三千四百四十八千枚、四円のもの二千四百四十万四千枚であり、又熊本郵政局管内に対する配給数は五円のもの三千九百五十万枚、四円のもの三千七十七万枚であります。このうち寄附金のつかなかった四円のは両郵政局管内とも完売しているにかかわらず、寄附金のついた五円のは広島郵政局管内で〇・六五％、熊本郵政局管内で一・七％の完れ残りを生じているのであります。以上のとおりお年玉つき郵便葉書の完上は成績は総体としては良好であります。寄附金のついた五円のもの完上は、寄附金のつ

正する法律の実施状況についてであります。附属電話機等の自営に關する法律改正に伴う関連郵政省令の公布ならびに電信、電話営業規則等の公示が祝祭當時未だなされていなかったたので実施の段階に至っておらなかったものであります。従つて両電氣通信局管内とも業者側において格別これと云つた動きは全然見られない状態でありましたが、中国電氣通信局の見解によれば其電式の局にあっては、直営の場合とあまり大差のない価格で設備の提供ができるし、又工事担当者も同管内三四社で主要都市には概ね存在しているので、將來其電式局の大半及び自動式局、磁石式局の一部では業者扱になるものも出て来るものと思はれるが、本法実施後における本年度の数は三十一年度販売実績の三〇〇程度でないかと推定されておるのであります。

なお、三十一年度の販売実績は中国電氣通信局管内が五、三六五九州電氣通信局管内が六、九四四であり、また三十一年度末における施設状況は中国電氣通信局管内が二四、六四七九州電氣通信局管内が四五、八五〇であります。

次は電波監理及び放送について申し上げます。

第一はNHK及び一般放送事業者のラジオ並びにテレビジョンにおける教育的番組の実施状況についてであります。中国電波監理局管内における一般放送事業者はラジオ中国、山陽放送、ラジオ山陰及びラジオ山口の四社でありまして、これ等一般放送事業者が社会、教養、婦人、教育、宗教その他の教育的番組

に要した放送時間を本年四月分のプログラムにより全放送時間に対する割合を見ますと、ラジオ山口が二九・六％ラジオ山陰が二〇・五％、ラジオ中国が一一・六％、山陽放送が一七・九％となっております。

九州電波監理局管内における一般放送事業者は九州朝日放送、ラジオ九州、長崎放送、ラジオ熊本、ラジオ大分、ラジオ宮崎及びラジオ南日本、七社であります。これ等一般放送事業者の本年一月から三月までの平均一ヶ月における教育的番組に要した放送時間の全放送時間に対する割合は、ラジオ宮崎が二三・五％長崎放送のうち佐世保局が二・九％長崎局が二・三％、九州朝日放送が一・九％、ラジオ南日本が一・七・四％ラジオ九州が一・五・九％ラジオ大分が一・四・四％ラジオ熊本が一・三・七％であります。又NHKにおける本年一月分の教育的番組について見ますと、第一と第二を合せ全放送時間に対する割合は、九州電波監理局管内で三八・九％となつており又ローカル放送のみでは第一と第二を合せ広島電波監理局管内で一〇・六％熊本電波監理局管内で一・四・四％となつております。又テレビジョンの教育的番組に於ては両電波監理局管内とも二四・二％となっております。

第二は有線放送業務についてであります。中国電波監理局管内における有線放送施設は本年五月末現在総数一、一五一、九州電波監理局管内においては総数一、六七五であります。このうち共同聴取用及び告知用については、中国電波監理局管

内において、本年五月末現在施設総数五六六スピーカー総数三五、一四九であつて、前年六月末現在に比し施設において六二％スピーカーにおいて四九％の増加を示し、九州電波監理局管内においては、本年五月末現在施設総数八一二スピーカー総数一五九、四八三に達し、全国における施設に対し三三・二％以上総スピーカーにおいて三九・九％以上を占めてゐる状況であります。

なお、これ等の施設のうち通話可能のものには中国電波監理局管内において、本年五月末現在施設数二、一〇一スピーカー数一、六五五であつて、前年六月末現在に比し施設において四、五倍スピーカーにおいて一・三、四倍の増加を示し、又これを方式別に見るとテレフォン方式五一一マイク方式一四七双信方式一搬送方式二となつておりますが、この著しき発展振りは中々すまでもなく昨年度から実施された農林省の新農山村振興計画並びに自治庁の新市町村建設促進法による施設整備の一環として政府の補助金により施設することが出来ることとなつたことが主たる原因であり、これがためテレフォン方式の如きは僅か半年の間に五十件にも達した状況であります。

又九州電波監理局管内においては、前に述べた施設のうち通話可能のものは、本年五月末現在施設数四八、スピーカー数二二六でありまして、これを方式別に見るとテレフォン方式一四、マイク方式三〇となつております。なお施設数四八のうち農林省と自治庁の政府補助金により施設されたものは二四であります。

有線放送電話の現況は以上のとおりであります。両電波監理局管内とも最近において施設を計画しているものが相当数ある趣なのでこれ等を含め短期間に有線放送電話に關する法律により許可事務を完了することとは限られた人員と経費の關係から非常に困難を伴うのでないかと思はれるのであります。

なお、この機会に有線放送施設による電話回線への誘導妨害について一言申し上げたいと存じます。有線放送施設中主として妨害の誘導線となつてゐるものは共同聴取業務及び告知放送業務であつて、九州電氣通信局が昭和三十一年七月末に被害調査をしたところによれば、市内電話で総回線数二、六、九〇の二・六・四％にあたる一、三二一回線市外電話で総回線数六、六四〇の七・四％にあたる四八九回線の被害を受けており、なお大数は更に上廻るのでないかと云はれてゐるのであります。

これ等妨害の主たる原因としては、有線放送施設の大部分が単線式で、しかも相当距離平行してゐるため及び樹木接触、母子絶縁の不良、線路の老朽等による電流過大によるためなどが挙げられてゐるのであります。勿論放送業務者側においても徐々に施設の改善を行つてゐるのであります。公社通信線は勿論、鉄道、電力關係の連絡通信線にも相當の被害を与へてゐるものと認められてゐる情に堪がみ、有線放送施設については相當改善の要があるのでないかと思はれるのであります。

最後に今回の視察に際しては、各地において種々の陳情を受けたのであります。そのうち主なるものは次のとおりであります。

一、郵便貯金の最高制限額は現在二十万円であるが、低きに過ぎるので五十万円程度に引き上げられたい。

二、簡易生命保険の保険金の最高制限額は本年四月一日より二十万円に引き上げられたが、なお低きに過ぎるので早急三十万円程度に引き上げられたい。

三、鹿児島地方貯金局の庁舎は木造建築であるが、年々台風の脅威を受け倒壊火災の虞があるので本建築を促進されたい。

四、大分郵便局の庁舎は戦後の建築であつて破損甚だしく且郵便物激増のため狭隘を極めてゐるので早急改築されたい。

五、宮崎県日南市は有名な漁港であるが、漁業上最も必要である気象通報、海難通報等が施設困難なので放送局を設置されたい。

六、NHK鹿児島放送局のアンテナは五十米の木柱であつて耐用命数も過ぎているから、早急鉄柱に改築されたい。

七、鹿児島島の北部である阿久根方面は外国電波の混信が多いので第四種局を設置されたい。

以上をもちて御報告を終わります。

昭和三十一年十一月七日印刷

昭和三十三年十一月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局